

こ支家第47号
令和5年5月10日

【一部改正】こ支家第677号

令和5年10月31日

こ支家第680号

令和6年1月19日

こ支家第324号

令和6年5月22日

こ支家第11号

令和7年1月31日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
児童相談所設置市市長

こども家庭庁長官

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について

このたび「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金」に係る交付要綱が次のとおりに定められ、令和5年4月1日から適用されることとなったので、その事務処理に当たっては適正かつ円滑なる執行を期せられたく通知する。なお、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）は廃止する。

ただし、令和4年度分以前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

（通則）

この交付要綱は、こども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和5年内閣府令第41号）の規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを目的とする。

第1 用語の意義

次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。

- 1 「措置費等」とは、都道府県、指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。）、中核市、児童相談所設置市、市町村または児童相談所が児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 27 条第 1 項第 3 号に規定する措置（障害児入所施設を除く。）、第 22 条第 1 項に規定する助産の実施、第 23 条第 1 項に規定する母子保護の実施、第 24 条第 5 項又は第 6 項に規定する保育の実施（以下「保育の措置」という。）、第 21 条の 18 第 2 項に規定する家庭支援事業の実施（以下「家庭支援事業の措置」という。）、第 26 条第 1 項第 2 号又は第 27 条第 1 項第 2 号に規定する指導の委託（都道府県及び市町村が設置する機関に委託する場合を除く。以下「指導委託」という。）、第 33 条の 6 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業の実施又は第 33 条第 1 項及び第 2 項に規定する児童の一時保護業務を行った場合における第 50 条第 6 号、第 6 号の 2、第 6 号の 4（市町村に委託する場合を除く。以下同じ。）第 7 号、第 7 号の 3 及び第 8 号又は第 51 条第 2 号の 2、第 3 号及び第 5 号に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護又は養育に係る費用、指導委託に係る費用、里親支援センターにおいて行う里親支援事業に係る費用、家庭支援事業の措置に係る費用、保育の措置に係る費用（別に定めるところにより助産施設におけると同様の取扱いをする厚生労働大臣が設置する高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）第 2 条各号に規定する国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関（以下「国立高度専門医療研究センター等」という。）については、入所後の助産に要する費用とする。）をいい、これを次の費目に分けるものとする。
 - (1) 事務費 児童福祉施設（児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型（児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）第 36 条の 4 の 2 第 3 号に規定する児童自立生活援助事業所Ⅲ型。以下同じ。）のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）及び小規模住居型児童養育事業所（以下「ファミリーホーム」という。）を含む。以下「施設」という。）及び児童相談所が設ける一時保護施設を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費並びに指導委託、家庭支援事業の措置の実施に必要な経費をいう。
 - (2) 事業費 事務費以外の経費であって、施設に入所し、又は里親に委託されている児童等（ただし、措置停止されている児童を除く。）若しくは一時保護施設に一時保護されている児童等に直接必要な諸経費を総称したものをいう。
- 2 「定員」とは都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村以外のものが設置する施設にあつては、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が認可した定員（母子生活支援施設については世帯数とする。この項において以下同じ。）をいい、都道府県立、指定都市立、中核市立、児童相談所設置市

立及び市町村立（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）の施設にあっては、その都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村の条例等で定めた定員をいう。

また、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）及びファミリーホームにあっては、都道府県知事又は指定都市若しくは児童相談所設置市の長に届出を行った運営規程に定められた入居定員をいう。

さらに、保育の措置については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第31条第1項又は第43条第1項の規定に基づき市町村の確認を受けた利用定員をいう。

ただし、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が暫定定員を定めたときは、その暫定定員をいう。

- 3 「保護単価」とは、措置児童等の1人当たりの事務費及び事業費の月額（一時保護施設にあっては、その一時保護施設の運営に必要な事務費及び事業費の年額又は月額。）その他の単価であって、第3に定めるところにより都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長がその施設（里親支援センターを除く。）、里親及び一時保護施設について設定したものをいう。
- 4 「事務単価」とは、指導委託にあっては対象児童の1人当たりの事務費の月額、里親支援センターにあってはその里親支援センターで実施する里親支援事業に必要な事務費の月額、家庭支援事業の措置にあってはその事業の実施に必要な事務費、保育の措置にあっては対象児童の1人当たりの事務費及び事業費の月額その他の単価であって、家庭支援事業の措置以外については都道府県知事又は指定都市若しくは児童相談所設置市の長が、家庭支援事業の措置については市町村の長が、第3に定めるところにより、その施設、指導委託を受ける機関及び団体（以下「指導機関」という。）について、設定したものをいう。
- 5 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員その他の員数を乗じて得た値及び事務単価に対象児童数その他の員数を乗じて得た値であって、第4に定めるところにより施設、指導機関、里親又は児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）に対し各月算定して支弁しなければならないもの並びに一時保護施設費及び家庭支援事業の措置に係る経費をいう。
- 6 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。ただし、保育の措置に係る「地域区分」の適用範囲については、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）第1条第9号の規定によるものとする。
 - (1) 「20/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条

の3の規定に基づく人事院規則9-49（以下「人事院規則」という。）別表第一（以下「別表」という。）の級地が「一級地」とされている地域とする。

(2) 「16 /100」とは、人事院規則別表の級地が「二級地」とされている地域とする。

(3) 「15/100」とは、人事院規則別表の級地が「三級地」とされている地域及び習志野市、八千代市とする。

(4) 「12/100」とは、人事院規則別表の級地が「四級地」とされている地域及び綾瀬市、海老名市、座間市、高石市とする。

(5) 「10/100」とは、人事院規則別表の級地が「五級地」とされている地域及び鶴ヶ島市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、四街道市、小金井市、神奈川県寒川町、逗子市、撰津市、松原市、広島県府中町とする。

(6) 「6/100」とは、人事院規則別表の級地が「六級地」とされている地域及び狭山市、蕨市、白井市、伊勢原市、大府市、長岡京市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、貝塚市とする。

(7) 「3/100」とは、人事院規則別表の級地が「七級地」とされている地域及び稲沢市、東海市、知立市、愛西市、四條畷市、生駒郡斑鳩町とする。

(8) 「その他」とは(1)から(7)以外に属する地域とする。

7 「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校（特別支援学校の小学部並びに義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中中部並びに義務教育学校の後期課程を含む。）をいい、「高等学校」とは、学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）をいう。

8 「助産施設」には、妊産婦を入所させる国立高度専門医療センター等を含むものとする。

9 「児童養護施設における乳児」とは、法第27条第1項第3号による入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとし、「児童養護施設における1歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳以上で2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り1歳児とみなすものとし、「児童養護施設における2歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳児とみなすものとし、「児童養護施設における年少児」とは、就学前の措置児のうち乳児、1歳児及び2歳児を除いたものをいう。

10 「母子生活支援施設の保育室における3歳未満児」とは、法第23条第1項による母子保護の実施が行われた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未

満とみなすものとする。

- 11 「乳児院における2歳未満児」とは、法第37条本文の規定による入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳未満とみなし、「乳児院における2歳児」とは、入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳とみなし、「乳児院における3歳以上児」とは、措置児のうち2歳未満児及び2歳児を除いたものをいう。
- 12 「職員配置の改善」とは、社会的養護の充実として質の向上を図るものであり、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、一時保護施設において、第3の2(1)の表第2欄に規定する職員の配置を行うことをいう。

第2 国庫負担額等

1 国庫負担の基本額

この国庫負担金は、各年度においてその地方公共団体における支弁総額（個々の施設等に対する各月の支弁額の年間の合計額の全施設等の合計額と指導委託及び家庭支援事業の措置にかかる支弁基準額の合算額をいい、その額が、その地方公共団体が児童等の措置等のために要した実支出額（当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。）から当該年度における第5に定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。

2 負担額及び負担区分

国は、1により算定した国庫負担の基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。

なお、国、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第6号、第6号の2、第6号の4、第7号、第7号の3及び第8号、第51条第2号の2、第3号及び第5号、第53条、第55条並びに第59条の4の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれの措置費等を負担するものであること。

経費の種別	措置等主体の区分	児童等の入所先等の区分	措置費等の負担区分		
			市町村	都道府県	国
母子生活支援施設及び助産施設の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村	市町村立施設及び私立施設	1 / 4	1 / 4	1 / 2
		都道府県立施設		1 / 2	1 / 2
	都道府県、指定都市、	都道府県立施設、市町		1 / 2	1 / 2

	中核市、児童相談所設置市	村立施設及び私立施設			
その他の施設里親、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1 / 2	1 / 2
一時保護施設の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	児童相談所（一時保護施設）		1 / 2	1 / 2
保育の措置費	市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市含む。）	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（以下「特定教育・保育施設等」という。）	1 / 4	1 / 4	1 / 2
指導委託の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	私立の指導機関		1 / 2	1 / 2
家庭支援事業の措置費	市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市含む。）	—	1 / 4	1 / 4	1 / 2

3 国庫負担金の概算払

国は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものであること。

4 国庫負担金の返還

国は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものであること。

第3 保護単価及び事務単価その他の支弁基準の設定方法

1 保護単価及び事務単価その他の支弁基準の関係者への通知

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長は、それぞれの監督に属する施設、里親及び指導機関について、次の2から4までに定めるところによりその年度における措置費等の保護単価及び事務単価その他の支弁基準を設定しなければならないこと。

ただし、次の2から4によらず、家庭支援事業の措置については、別に定める基準額により設定することとし、保育の措置については、支援法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る支援法第27条第3項第1号、第29条第3項第1号、第30条第2項第3号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額に基づき設定すること。

この場合において、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長はその保護単価及び事務単価その他の支弁基準（家庭支援事業の措置に係る支弁基準は除く。）について市町村長、施設の長、里親、指導機関に対し通知する措置を講ずること（保育の措置については、市町村長から特定教育・保育施設等の長に対し通知すること。）。

2 事務費の保護単価の設定方法

- (1) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）、及びファミリーホームのその年度における措置児童等1人当たり（母子生活支援施設については1世帯当たり）の事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表1の事務費の保護単価表の1一般分保護単価（別表2の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとする。ただし、次表の「1配置改善加算分保護単価」の第2欄に掲げる職員配置の改善を行った場合には、同表の第3欄に定める「配置改善加算分保護単価」に読み替えてそのまま設定すること。

また、次表の「2里親支援専門相談員加算分保護単価」から「22こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費」までの第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とすること。

単価の名称 第1欄	設 定 の 条 件 第2欄	適用される単価 第3欄
1配置改善加算分保護単価	児童養護施設において5:1、4.5:1、4:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(1)-ア、(1)-イ、(1)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価

	児童自立支援施設において4:1、3.5:1、3:1のいずれかの職員（児童自立支援専門員、児童生活支援員）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(2)-ア、(2)-イ、(2)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	乳児院において2歳未満児に対し、1.5:1、1.4:1、1.3:1及び3歳以上幼児に対し、3.5:1、3:1のいずれかの職員（看護師、保育士、児童指導員）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(3)-ア、(3)-イ、(3)-ウ、(3)-エ、(3)-オのいずれかの配置改善加算分保護単価
	児童心理治療施設において4:1、3.5:1、3:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(4)-ア、(4)-イ、(4)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	一時保護施設において5:1、4.5:1、4:1、3:1、2:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(5)-ア、(5)-イ、(5)-ウ、(5)-エ、(5)-オのいずれかの配置改善加算分保護単価
2 里親支援専門相談員加算分保護単価	児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(10)里親支援専門相談員加算分月額保護単価×配置里親支援専門相談員数
3 心理療法担当職員加算分保護単価（常勤職員）	児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設において、別表3のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」がおかれている場合。	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(11)心理療法担当職員分保護単価×配置心理療法担当職員数（ただし、児童心理治療施設においては、一般分保護単価に含まれる心理療法担当職員数を減じた数）
4 個別対応職員加算分保護単価	乳児院（10人未満の施設に限る。）又は母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（規則第36条の4の2第1号に規定する児童自立生活援助事業所Ⅰ型（以下「児童自立生活援助事業所Ⅰ型」という。）に限る。）及びファミリーホームが別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(12)個別対応職員加算（Ⅰ）分月額保護単価又は(13)個別対応職員加算（Ⅱ）分月額保護単価

5 職業指導員加算分 保護単価	児童養護施設及び児童自立支援施設であって、別表3のその施設の職員定数表に掲げる「職業指導員」が別に定める基準によりおかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(14)職業指導員加算分保護単価
6 看護師加算分保護 単価	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(15)看護師加算分月額保護単価
7 母子生活支援施設 保育士加算分保護 単価	母子生活支援施設であって、別表3のその施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれる場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価(16)母子生活支援施設保育士加算分保護単価
8 母子生活支援施設 母子支援員加 算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表3のその施設の職員の定数表に掲げる「母子支援員」がおかれている定員10世帯、20世帯の施設の場合及び定員30世帯以上の施設であり計4人おかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(17)母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価
9 母子生活支援施設 少年指導員兼 事務員加算分保護 単価	母子生活支援施設であって、別表3のその施設の職員の定数表に掲げる「少年指導員兼事務員」が定員10世帯以上の場合計2人、20世帯以上の場合計2人若しくは3人、30世帯以上の場合計2人、3人若しくは4人おかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(18)母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価×(配置少年指導員兼事務員数-1)
10 小規模グループケ ア加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び児童心理治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(19)小規模グループケア加算分月額保護単価×小規模グループケア実施か所数
11 家庭支援専門相談 員加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び児童心理治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価(20)家庭支援専門相談員加算分保護単価×配置家庭支援専門相談員数
12 単身赴任手当加 算分保護単価	別に定める基準による職員が在職している場合	別に定める基準により設定された保護単価

<p>13民間施設給与等改善費</p>	<p>地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合 ただし、昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。</p>	<p>一般分保護単価表（里親支援専門相談員加算分保護単価、心理療法担当職員加算分保護単価（常勤単価に限る）、個別対応職員加算分保護単価（Ⅰ）、職業指導員加算分保護単価、看護師加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価、母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価、家庭支援専門相談員加算分保護単価、単身赴任手当加算分保護単価、小規模かつ地域分散化加算分保護単価、地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算、医療的ケア児等受入加算分保護単価及び自立支援担当職員加算（Ⅰ）分保護単価の加算が行われている場合においては、それらの単価を加算した額）×別に定める基準による加算率（ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができる。）</p>
<p>14除雪費</p>	<p>豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年4月5日法律第73号）第2条第2項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合</p>	<p>別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(34)除雪費加算分保護単価</p>
<p>15降灰除去費</p>	<p>活動火山対策特別措置法（昭和48年7月24日法律第61号）第23条第1項の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設の場合</p>	<p>別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(35)降灰除去費加算分保護単価</p>
<p>16社会的養護処遇改善加算費</p>	<p>地方公共団体の経営する施設以外の施設が別に定める基準を設定する場合 ただし、社会福祉事業団等経営の施設を除く。</p>	<p>別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(36)社会的養護処遇改善加算分保護単価</p>

17社会的養護従事者 処遇改善加算費	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。)及びファミリーホームが別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(37)社会的養護従事者処遇改善加算分保護単価
18小規模かつ地域分散化加算費	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(39)小規模かつ地域分散化加算分月額保護単価×加配された職員の合計数
19地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(40)地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算分月額保護単価
20医療的ケア児等受入加算費	児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(41)医療的ケア児等受入加算分月額保護単価×生活単位数
21自立支援担当職員加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設及び児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅰ型に限る。)が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(42)自立支援担当職員加算(Ⅰ)分保護単価又は(43)自立支援担当職員加算(Ⅱ)分保護単価×実施か所数
22こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費	別に定める基準による職員が在職している場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(38)こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算分保護単価

(2) 児童養護施設の乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分及び特別指導費加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分(常勤単価を除く。)、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び児童心理治療施設の基幹的職員加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導費加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分及び保育機能強化加算分、母子生活支援施設(定員40世帯以上)の母子支援員、少年指導員加算

分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び児童心理治療施設のボイラー技士雇上費加算分、一時保護施設の専門職員等加算分、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）への対応加算（以下「一時保護施設の新基準対応加算」という。）分及び一時保護施設のユニットケア加算分の保護単価は、別表1の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定するものとする。

また、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所及びファミリーホームの第三者評価受審費加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型（対象者の居宅を除く。）を除く。）及びファミリーホームの賃借費加算分、一時保護施設の第三者評価受審費加算分、賃借費加算分の保護単価は第4の2の表の（1）に掲げる保護単価をそのまま設定するものとする。

なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童（者）処遇特別加算費及び一時保護実施特別加算費及び一時保護施設処遇改善加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。

- (3) 児童養護施設のうち別に定める要件に適合する地域小規模児童養護施設に係る措置費の支弁に当たっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分、除雪費加算分、学習指導費加算分、特別指導費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、小規模かつ地域分散化加算費、自立支援担当職員加算費、社会的養護従事者処遇改善加算費、こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費及び事業費について「児童養護施設」を「地域小規模児童養護施設」と読み替えるものとし、児童養護措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。
- (4) 母子生活支援施設のうち別に定める要件に適合する小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設に係る措置費の支弁に当たっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち除雪費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、自立支援担当職員加算費、社会的養護従事者処遇改善加算費、こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費及び事業費について「母子生活支援施設」を「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設」と読み替えるものとし、措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。
- (5) (1)により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその施設の定員の改定・加算分に係る変更等があった場合においては、その改定等のあった日の属する月の翌月分（その月初日に改定等があったときはその月分）の支弁から、(1)の方法により、その施設の保護単価を改定すること。

この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。

- (6) 施設が新設される場合において、その開所する月（施設の開所は各月の初日から行うものとする。）の前月分の事務費の保護単価は、（1）の方法に準じて設定するものとする。

3 事業費の保護単価の設定方法

事業費の保護単価の設定は、第4の2の表の（2）から（28）までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定すること。

4 事務単価の設定方法

- (1) 里親支援センターの事務費の月額事務単価の設定は個々の施設ごとにその所在する地域により定まる別表2の事務単価表の1一般分事務単価をそのまま設定するものとする。

また、次表の「1里親等支援員加算費」から「7休日・夜間支援体制強化事業加算費」の第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分事務単価を加算した額をもってその里親支援センターの事務費の事務単価とすること。

単価の名称 第1欄	設 定 の 条 件 第2欄	適用される単価 第3欄
1 里親等支援員加算費	里親支援センターが支援対象とする登録里親世帯が60世帯を超えており、別表3のその施設の職員定数表に掲げる「里親等支援員」が2人以上配置されている場合	別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(1)里親等支援員加算分事務単価×(配置里親等支援員数-1) (61帯以上20世帯ごとに1人を上限とする。)
2 心理療法担当職員加算費(常勤職員)	里親支援センターにおいて、別表3のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」がおかれている場合	別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(2)心理療法担当職員分保護単価×配置心理療法担当職員数
3 親子関係再構築支援加算費	里親支援センターが別に定める基準に該当する場合	別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(4)親子関係再構築支援加算(I)分事務単価別又は(5)親子関係再構築支援加算(II)分事務単価
4 自立支援担当職員加算費	里親支援センターが別に定める基準に該当する場合	別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(6)自立支援担当職員加算(I)分事務単価又は(7)自立支援担当職員加算(II)分事務単価

5 市町村連携事業加算費	里親支援センターが別に定める基準に該当する場合	別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(8)市町村連携事業加算分事務単価
6 レスパイト・ケア体制構築事業加算費	里親支援センターが別に定める基準に該当する場合	別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(9)レスパイト・ケア体制構築事業加算(Ⅰ)分事務単価又は(10)レスパイト・ケア体制構築事業加算(Ⅱ)分事務単価
7 休日・夜間支援体制強化事業加算費	里親支援センターが別に定める基準に該当する場合	別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(11)休日・夜間支援体制強化事業加算分事務単価
8 こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費	里親支援センターに別に定める基準による職員が在職している場合	別表1の事務単価表の2加算分保護単価の(12)こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算分事務単価

(2) 指導委託に係る指導機関の事務費の月額保護単価の設定は別表2の事務単価表の1一般分事務単価をそのまま設定するものとする。

(3) 里親支援センターの心理療法担当職員加算分(常勤単価を除く。)の事務単価は、別表2の事務費の2加算分事務単価をそのまま設定するものとする。

また里親支援センターの第三者評価受審費加算分及び賃借費加算分は、第4の2の表の(1)に掲げる事務費の各費目の事務単価をそのまま設定するものとする。

(4) (1)により里親支援センターの事務単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中に加算分に係る変更等があった場合においては、その改定等があった日の属する月の翌月分(その月初日に改定等があったときはその月分)の支弁から、(1)の方法により、その里親支援センターの事務単価を改定すること。

この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。

(5) 里親支援センターが新設される場合において、その開所する月(里親支援センターの開所は各月の初日から行うものとする。)の前月分の事務費の事務単価は、(1)の方法に準じて設定するものとする。

5 措置費等の支弁基準の設定方法

2、3及び4により保護単価等を定めたときは、措置費等の各費目ごとのその保護単価等による支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式に関する事項を定めた支弁基準を設定するものとする。

この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加

えてそのまま設定すれば足りること。

第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法

1 地方公共団体の支弁義務

地方公共団体は、法第50条第6号、第6号の2、第6号の4、第7号、第7号の3、第8号、第51条第2号の2、第3号及び第5号の規定によりその施設等に対し、2及び3に定めるところにより算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合算した額を、その月の措置費等の支弁額として支弁しなければならないこと。

ただし、保育の措置及び家庭支援事業の措置については、第3の1のただし書きに掲げる費用について定めるところにより算定した額を支弁しなければならないこと。

2 措置費等の費目の使途及び各月の支弁額の算式

児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、里親支援センター、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム、里親又は一時保護施設に対する措置費等の費目の種類は、次表第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの支弁対象児童等、その経費の使途及びその各月の支弁額の算式は、同表の第2欄から第4欄に掲げるとおりとすること。

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む。）、児童心理治療施設（通所部を含む。）、乳児院、母子生活支援施設、里親支援センター、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）、ファミリーホーム、里親又は一時保護施設（一時保護の委託を受けた施設を含む。）</p>	<p>施設等を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費</p>	<p>(1) 次のアからセまでにより算定した額の合算額</p> <p>ア 乳児院、里親支援センター、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、ファミリーホーム又はファミリーホームの養育者等が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）、ファミリーホーム以外の施設については次の算式(1)、乳児院については算式(2)、里親支援センターについては算式(3)、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、ファミリーホーム又はファミリーホームの養育者等が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）については算式(4)、ファミリーホームについては算式(5)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し、2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は次の算式(6)（関係支弁義務者が協議を行い、各支弁義務者が措置児童数等にかかわらず、支弁すべき人員（いわゆる協定人員）を定めて支弁することとしているときは算式(7)）によって算定した額とする。</p> <p>ただし、社会的養護処遇改善加算費及び社会的養護従事者処遇改善加算費の算定方法は別に定めるところによる。</p> <p>算式(1)</p> <p>その施設の月額保護単価×その施設の定員（（通所部の場合は通所部の定員）（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数））</p> <p>ただし、新設により開所した児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）にあつては、初めて児童を受託した日の属する月から</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
			<p>算定する。</p> <p>なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を各施設に対応する配置改善加算分保護単価に置き換えて算定する。</p> <p>算式(2)</p> <p>2歳未満児の月額保護単価×[定員(その月初日において私的契約児があるときは、その数を控除した数)－その月初日の2歳児措置児数－その月初日の3歳以上児措置児数]＋2歳児の月額保護単価×その月初日の2歳児措置児数＋3歳以上児の月額保護単価×その月初日の3歳以上児措置児数</p> <p>なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を各施設に対応する配置改善加算分保護単価に置き換えて算定する。</p> <p>算式(3)</p> <p>その施設の月額事務単価</p> <p>算式(4)</p> <p>児童自立生活援助事業所を実施するファミリーホームの月額保護単価×その月初日の児童自立生活援助事業所の現員</p> <p>(ただし、そのファミリーホームが新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間を除く。)</p> <p>算式(5)</p> <p>新設により開所した場合については、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間は、その施設の月額保護単</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
			<p>価×その施設の定員とし、それ以降については、その施設の月額保護単価×その施設のその月初日の現員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）</p> <p>算式(6)</p> <p>その施設の月額保護単価×その施設の定員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）×支弁率</p> <p>その支弁義務者の支弁すべきその月初日の措置児童数等又は世帯数</p> <hr/> <p>その施設その月初日の総措置児童数等又は世帯数</p> <p>算式(7)</p> <p>その施設の月額保護単価×その協定人員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）</p> <p>イ その月初日において、児童養護施設に乳児、1歳児、2歳児又は年少児がそれぞれ入所している場合には、次の算式により算定した額。</p> <p>なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を施設に対応する乳児加算分保護単価等に置き換えて算定する。</p> <p>算式</p> <p>乳児、1歳児、2歳児又は年少児加算分月額保護単価×その月初日の乳児、1歳児、2歳児又は年少児数</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>ウ 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院が寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令（平成16年総務省令第129号）の施行（平成16年10月28日）前の寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表第1に掲げる旧5級地である地域に所在する場合であつて、その月初日においてボイラーを有し、かつ、ボイラー技士がおかれている場合又はその他の地域に所在する場合であつて、その初日において「ボイラー及び圧力容器安全規則」（昭和47年労働省令第33号）第1条第1号に規定するボイラーを設置しており、かつ、同規則第97条に規定するボイラー技士免許を受けた者が置かれている場合において、それぞれボイラー技士1人分の雇上費として次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>ボイラー技士雇上費加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員</p> <p>エ 児童養護施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>特別指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員</p> <p>オ 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム及び里親が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>算式 学習指導加算分保護単価×その月の対象児童数</p> <p>カ 児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合には次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 指導員特別加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>キ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び里親支援センターが別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 心理療法担当職員加算分月額保護単価又は事務単価（常勤的非常勤単価又は非常勤単価）×配置心理療法担当職員数×アの算式により算定した定員</p> <p>ク 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。</p> <p>ただし、基幹的職員加算の対象者は1施設1名とし、施設長は加算の対象としないこと。</p> <p>算式 基幹的職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>ケ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式により算定した額。 算式 特別生活指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員×配置人数</p> <p>コ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。 算式 夜間警備体制強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>サ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。 算式 保育機能強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>シ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式により算定した額。 算式 母子生活支援施設（定員40世帯以上） 母子支援員、少年指導員加算分保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>ス 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、里親支援センター、児童自立生活援助事業所及びファミリーホームが別に定める基準に該当する場合には次の額。 算式 第三者評価受審に係る実費。 ただし、年額314,000円を限度とする。</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>セ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、里親支援センター、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）及びファミリーホームにおいて別に定める基準に該当する場合においては次の額。</p> <p>算式 建物の賃借に係る実費。 なお、入居に際して礼金の支払が発生する場合には、当該実費を合算した額。</p> <p>(2) 施設が新設される場合における事務費の支弁額は、その開所する月（児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）及びファミリーホームにあっては、初めて児童を受託した日の属する月）の前月分の支払額は、次の算式により算定した額とし、開所した月からは(1)による。</p> <p>ただし、その開所した日とその月の初日でなかった場合においては、本文の適用はない。</p> <p>算式 その施設の月額保護単価（民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善費及び社会的養護従事者処遇改善加算費を除く。）×その施設の定員×0.5（半月分）</p> <p>(3) 一時保護施設の事務費の支弁額は、次のアからオまでにより算定した額の合算額とする。</p> <p>ア 次により算出した利用定員が該当する保護単価。 $\{ [前年度の一時保護延べ人日 / 12月 / 30.4] \text{（小数点以下第1位の数値を切り上げる）} \times 1.205 \} \text{（小数点以下第1位の数値を四捨五入）}$ </p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>イ その一時保護施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の額を加算する。 一時保護施設の専門職員等加算分保護単価</p> <p>ウ 一時保護施設が別に定める基準に該当する場合においては次の額を加算する。 第三者評価受審に係る実費。 ただし、年額314,000円を限度とする。</p> <p>エ 建物の賃借に係る実費。なお、礼金の支払が発生する場合には、当該実費を合算した額。</p> <p>オ 一時保護施設が別に定める基準により児童相談所一時保護施設処遇改善加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。</p> <p>カ 一時保護施設が別に定める基準により一時保護施設の新基準対応加算分を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。</p> <p>キ 一時保護施設が別に定める基準により一時保護施設のユニットケア加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。</p> <p>(4) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅰ型に限る。）において暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、ファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合（ただし、新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間を除く。）、障害児入所施設において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、及び肢体</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月支弁額の算式 第 4 欄
(1) 事 務 費			<p>不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関において一時保護を受託した場合のそれぞれの支弁額は、次の算式により算定した額とする。</p> $\left(\begin{array}{l} \text{その施設の月額保護単価} \div 30.4 \\ (10\text{円未満の端数は切り捨て}) \\ \times \text{その月の受託延べ日数} \end{array} \right)$ <p>(注) 受託施設が障害児入所施設又は指定発達支援医療機関である場合の施設の月額保護単価は「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」（「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」（令和5年6月30日こ支障第13号こども家庭庁長官通知）の別紙）において定める月額保護単価とする。</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄																	
(2) 一般生活費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設(通所部を含む。)、児童心理治療施設(通所部を含む。)、乳児院、児童自立生活援助事業所若しくはファミリーホームの入所児童、若しくは里親の委託児童、一時保護施設(一時保護委託を含み、別に定める基準に適合する一時保護実施特別加算事業に一時保護委託をされた児童を除く。)の一時保護児(以下「一時保護児」という。)</p>	<p>その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費</p>	<p>(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、ファミリーホーム、里親、児童自立生活援助事業所又は母子生活支援施設の場合次の算式(1)により算定した額。</p> <p>ただし、乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額を加算する。</p> <p>算式(1)</p> <p>次の表の一般生活費月額保護単価×その月初日の措置児童等数(通所部の場合は通所部の措置児童数とする。また、母子生活支援施設にあつてはその月初日の入所者数とする。</p> <p>ただし、保育室のある場合には3歳以上入所児童又は3歳未満入所児童数とし、次の表に掲げる単価をそれぞれ乗じて得た額を上記により算出した額に合算するものとする。)</p> <p>一般生活費保護単価表</p> <p>(措置児童(者)等1人当たり)</p>																	
	母子生活支援施設の入所者	その入所者に要する日常生活に必要な経常的諸経費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>一般生活費(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">児童養護施設</td> <td>乳児分</td> </tr> <tr> <td>63,860円</td> </tr> <tr> <td>乳児以外分</td> </tr> <tr> <td>55,270円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">児童自立支援施設</td> <td>入所児分</td> </tr> <tr> <td>55,270円</td> </tr> <tr> <td>通所児分</td> </tr> <tr> <td>16,980円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">児童心理治療施設</td> <td>入所児分</td> </tr> <tr> <td>55,730円</td> </tr> <tr> <td>通所児分</td> </tr> <tr> <td>16,980円</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	一般生活費(月額)	児童養護施設	乳児分	63,860円	乳児以外分	55,270円	児童自立支援施設	入所児分	55,270円	通所児分	16,980円	児童心理治療施設	入所児分	55,730円	通所児分	16,980円
施設種別	一般生活費(月額)																			
児童養護施設	乳児分																			
	63,860円																			
	乳児以外分																			
55,270円																				
児童自立支援施設	入所児分																			
	55,270円																			
	通所児分																			
16,980円																				
児童心理治療施設	入所児分																			
	55,730円																			
	通所児分																			
16,980円																				
	母子生活支援施設の保育室における保育児童(保育機能強化事業の母子家庭の母等の児童を含む。)	その児童の給食に要する材料費(3歳未満児については主食及び副食給食費、その他の児童については副食給食費)																		

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄	
			一里親、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）	乳児分 64,120円 乳児以外分 55,530円
			乳児院	3才未満児分 63,860円 3才以上児分 55,270円
			ファミリーホーム	乳児分 63,860円 乳児以外分 55,270円
			児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）	55,270円
			母子生活支援施設	入所者 4,130円 保育室保育入所児童 3歳未満児 10,350円 3歳以上児 6,570円
<p>算式(2)</p> <p>乳児院病虚弱等児童加算費月額保護単価 111,650円×その月初日の別に定める基準による病虚弱等措置児童数</p>				

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
			<p>(2) 里親、ファミリーホーム又は児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型に限る。）に対し各月初日以外の日に委託又はその解除の措置があった場合は、乳児（1歳未満の者をいい、月の途中において1歳に達した者については、その月中は乳児とみなす。）又は乳児以外の児童のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>（(1)の里親、ファミリーホーム又は児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型に限る。）の一般生活費月額保護単価÷30.4）×その月の委託措置等児延人員数</p> <p>(3) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び母子生活支援施設において、年度当初の定員設定に当たり、前年度又は直近3年度の在籍児童の延べ日数に基づいて算出している施設であって、各月初日以外の日措置又はその解除の措置があった場合は児童(母子生活支援施設にあっては入所者又は保育室保育入所児童)のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>（(1)一般生活費月額保護単価÷30.4）×その月の措置児童(者)延人員数</p> <p>(4) 里親及びファミリーホームに委託されている児童又は児童養護施設及び母子生活支援施設に入所している児童が、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通所する場合については、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>（月額保護単価÷その月の開所日数）×その月の通所した日数</p>

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
			<p>(注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。</p> <p>(5)一時保護施設(一時保護委託を含む)の場合次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>①法第33条の規定により一時保護された日から5日目までの場合 法第33条の規定により一時保護される児童で生活費を必要とする延児童数×4,590円(児童が乳児の場合、延児童数×6,230円)</p> <p>②6日目から30日目まで 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×1,270円(児童が乳児の場合、延児童数×1,290円)</p> <p>③①及び②以外 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×1,820円(児童が乳児の場合、延児童数×2,100円)</p> <p>法第27条第1項第3号の規定により措置される児童で被服の支給を必要とする延児童数×3,300円 (ただし、6か月以内に措置の変更をする場合を除く)</p> <p>④乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには算式①～③により算定した額に次の算式により算定した額を加算する。 法第33条の規定により一時保護された延児童数×3,670円</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
	里親及びファミリーホームの委託児童	里親及びファミリーホームの養育者が一時的な休息の支援を受ける場合のその児童に係る日常生活に必要な経常的諸費用	<p>里親及びファミリーホームの養育者が別に定める基準により一時的な休息の支援を受ける場合次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>別に定める基準による延児童数（2歳未満）×8,640円＋別に定める基準による延児童数（2歳以上）×5,600円</p>
(3) 被虐待児受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）、ファミリーホームの入所児童、一時保護委託児童	その児童（世帯）を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	<p>次の算式により算定した額。</p> <p>児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）、ファミリーホームの入所児童</p> <p>算式(1)</p> <p>別に定める基準による児童数×月額26,100円</p> <p>一時保護委託児童</p> <p>算式(2)</p> <p>別に定める基準による児童数×日額850円</p>
(4) 乳児等受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、障害児入所施設の一時保護委託児童（3歳未満児）	その児童（世帯）を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	<p>次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>一時保護委託児童数（3歳未満児）×日額2,620円</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(5) 助産施設基本分保護費	ア 助産施設の入所妊産婦 点数分	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式により算定した額の合算額。</p> <p>算式</p> <p>ア その入所妊産婦が社会保険(健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。)の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬の算定方法」という。)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。)に準じて算定した額から、その社会保険において給付が行われる額を控除した額。</p> <p>イ アに該当しない入所妊産婦については診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額。</p> <p>なお、別に定める基準により施設機能強化推進費(総合防災対策強化事業に限る。)を必要とするものと認定された施設(第二種助産施設に限る。)にあっては、その認定額を加算する。</p> <p>(注)異常分娩のため第二種助産施設から入院する場合等については、この欄に掲げる経費のほか、医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(14)の費目の項に定めるところによる。</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第2欄			経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
イ 点数以外の分	(ア) 分娩 介助 料	助産施設 の入所妊 産婦	分娩介助料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき237,720円を限度として支弁できる。	
	(イ) 胎盤 処置 料		胎盤処置料	胎盤の処置を他に委託した場合においてはアにより支弁する点数分のほか、その実績を支弁して差し支えない。	
	(ウ) 新生 児介 補料		新生児介補料	新生児の介補を行った場合においてはアにより支弁する点数分のほか、新生児介補料として分娩児1人当たり1日につき3,810円を限度として支弁できる。 分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、医学的管理	
	(エ) 保 険 料		保険料	の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として、分娩児1人につき、12,000円を限度として支弁できる。	
(6) 幼 稚 園 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児		幼稚園及び支援法第19条第1項第1号の認定を受けた児童（支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付費の支給を受けている児童に限る。）が利用する施設・事業所（以下「幼稚園等」という。）の就園に必要な経費	次の算式により算定した額。 その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園等に就園している児童であって、幼稚園等の就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費（寄付金は除く。）を合算した額。 ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費の補助又は施設等利用給付費の支給がある場合においては、その額を控除した額とする。	

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄								
(7) 教育費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設（第3欄の(7)に限る）、児童自立生活援助事業所若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部第1学年に入学するもの。</p>	<p>次に掲げる経費 (1) その児童の義務教育（特別支援学校高等部の教育を含む。）に必要な学用品費、習い事に係る費用及び学習に用いるスマートフォン等の通信端末の購入・利用に係る費用 (2) 教材代 (3) 通学のための交通費 (4) 部活動費 (5) 学習塾費 (6) 児童自立支援施設の教材費 (7) その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等 (8) 特別支援学校高等部の児童が就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費</p>	<p>次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代、通学のための交通費、部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)から算式(5)により算定した額を、児童自立支援施設においては、教材費として算式(6)により算定した額を、特別支援学校高等部第1学年に入学する児童があるときは算式(7)により算定した額を、資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に 在学する児童であって別に定めるものがあるときは算式(8)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。なお、算式(7)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童数 教育費保護単価表（措置児童数1人当たり）</p> <table border="1" data-bbox="847 1216 1366 1377"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価(月額)</td> <td>7,210円</td> <td>9,380円</td> <td>9,380円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額。 算式(3) その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの。）の実費を合算した額。</p>	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部	保護単価(月額)	7,210円	9,380円	9,380円
学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部								
保護単価(月額)	7,210円	9,380円	9,380円								

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(7) 教 育 費			<p>算式(4) その施設又は里親のその月におけるその措置児童のうち部活動に入部している児童であって、部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。</p> <p>算式(5) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち学習塾に通っている児童であって、学習塾に必要な授業料(月謝)、講習会費等の実費を合算した額。</p> <p>算式(6) 教材費月額保護単価小学校該当児200円、中学校該当児290円×その月の児童自立支援施設の小学校又は中学校別該当措置児童数(ただし、算式(2)及び算式(3)の対象児童を除く。)</p> <p>算式(7) 入学時特別加算費年額保護単価86,300円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数</p> <p>算式(8) 資格取得等特別加算費年額保護単価57,620円×該当児童数(資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であって別に定めるものの数)</p>
(8) 学 校 給 食 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のその学校給食に必要な経費	その施設又は里親のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄								
(9) 見学旅行費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは高等学校第3学年(特別支援学校の高等部を含む。)の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行(通常「見学旅行」をいう。)に参加するもの。</p>	<p>その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等</p>	<p>次の算式により算定した額の合算額</p> <p>算式 次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童数</p> <p>見学旅行費保護単価表 (措置児童(者)1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="847 779 1367 1010"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>22,690円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>60,910円</td> </tr> <tr> <td>高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む。)</td> <td>111,290円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第6学年	22,690円	中学校第3学年	60,910円	高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む。)	111,290円
学年別	保護単価(年額)										
小学校第6学年	22,690円										
中学校第3学年	60,910円										
高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む。)	111,290円										
(10) 入進学支度金	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。</p>	<p>その児童の入進学に際して必要な学用品等の購入費</p>	<p>次の算式によって算定した額の合算額とし、4月分の措置費等として支弁する。</p> <p>算式 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童数</p> <p>入進学支度金保護単価表 (措置児童1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="847 1335 1367 1458"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年入学児童</td> <td>64,300円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年入学児童</td> <td>81,000円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第1学年入学児童	64,300円	中学校第1学年入学児童	81,000円		
学年別	保護単価(年額)										
小学校第1学年入学児童	64,300円										
中学校第1学年入学児童	81,000円										

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄						
(11) 特別育成費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設（第3欄の(3)、(5)及び(6)及び(7)に限る。(5)は中学生含む。)、児童自立生活援助事業所若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの及び義務教育終了児童のうち高等学校等に在籍していないもの(既に就職しているものは除く。)又は別に定めるもの(第3欄の(4)、(5)及び(6)に限る)。</p>	<p>次に掲げる経費</p> <p>(1) その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費等、習い事に係る費用及び学習に用いるスマートフォン等の購入・利用に係る費用</p> <p>(2) 通学のための交通費</p> <p>(3) その児童の高等学校入学に際し必要な学用品費</p> <p>(4) 就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費</p> <p>(5) 学習塾等を利用した場合にかかる経費</p> <p>(6) 特別な配慮を必要とする入所児童が個別学習支援を受けた場合にかかる経費</p> <p>(7) 大学等受験にかかる経費</p>	<p>次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(3)については4月分の措置費等として支弁する。</p> <p>算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価を上限として、実費を合算した額。 特別育成費保護単価表 (措置児童1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="874 703 1362 810"> <thead> <tr> <th>公私別</th> <th>保護単価(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>28,330円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>39,540円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2) その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあつては、これに準ずるもの。)の実費を合算した額。</p> <p>算式(3) 入学時特別加算費月額保護単価86,300円を上限として、実費を合算した額。</p> <p>算式(4) 資格取得等特別加算費月額保護単価57,620円を上限として、実費を合算した額。(対象児童は、資格取得又は講習等の受講をした児童であつて別に定めるもの)</p> <p>算式(5) 補習費保護単価20,000円(高等学校第3学年は25,000円)を上限として、実費を合算した額。(対象児童は、学習塾等を利用した児童であつて別に定めるもの)</p> <p>算式(6) 補習費特別保護単価25,000円を上限として、実費を合算した額。(対象児童は、個別学習支援を受けた児童であつて別に定めるもの)</p> <p>算式(7) 大学等受験費保護単価158,000円を上限として、実費を合算した額。</p>	公私別	保護単価(月額)	国・公立高等学校	28,330円	私立高等学校	39,540円
公私別	保護単価(月額)								
国・公立高等学校	28,330円								
私立高等学校	39,540円								

費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(12) 夏季等特別行事	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	その児童の夏季等特別行事に参加するために必要な交通費等	次の算式によって算定した額 算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価 $3,150円 \times \text{夏季等特別行事参加措置児童数}$
(13) 期末一時扶助費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童又は一時保護児	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費等又は一時保護施設費として支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価 $5,950円 \times \text{12月初日の措置又は一時保護児童数}$
(14) 医療費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム若しくは助産施設の措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護児であって、疾病等により医師、歯科医師等によって診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。	その児童等の医療に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 その施設等のその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額。 なお、その措置児童等の移送に要する費用についても健康保険法（大正11年法律第70号）の取扱いの場合に準じて支弁して差し支えない。ただし、児童自立生活援助事業所の入所児童にあつては、別に定める期間において、医療機関や薬局の窓口で負担した実費の額。

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(15) 職業補導費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の交通費 (2) その児童に係る教科書代等	次の算式により算定した額の合算額 算式(1) その施設又は里親のその月におけるその措置児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあってはこれに準ずるもの）の実費 算式(2) 職業補導費月額保護単価5,030円×その月の職業補導機関に通っている措置児童数
(16) 冷暖房費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む。）、児童心理治療施設（通所部を含む。）、乳児院、児童自立生活援助事業所、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童等、里親の委託児童又は一時保護児	その児童の冷暖房費	次の算式(1)によって算定した額とし、里親に委託されている児童及び児童養護施設、母子生活支援施設又はファミリーホームに入所している児童が児童心理治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合には、算式(2)により、一時保護児においては、算式(3)により算定した額。 算式(1) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数 算式(2) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価÷その月の開所日数×その月の通所した日数 (注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。 算式(3) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価÷30.4×その月の一時保護児延人員数

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄					
(16) 冷 暖 房 費			冷暖房費保護単価表 (措置児童等1人当たり)					
			級地別 施設種別	1 級 地	2 級 地	3 級 地	4 級 地	そ の 他
			児童養 護施設	5,450 円	5,130 円	5,070 円	3,900 円	870 円
			児童自 立支援 施設	6,330 円	5,920 円	5,850 円	4,520 円	870 円
			里親	3,640 円	3,490 円	3,450 円	2,760 円	870 円
			母子生 活支援 施設	2,630 円	2,410 円	2,380 円	1,810 円	130 円
			乳児院	9,310 円	8,600 円	8,490 円	6,630 円	870 円
			児童心 理治療 施設	6,810 円	6,350 円	6,270 円	4,860 円	870 円
			一時保 護施設	4,860 円	4,580 円	4,530 円	3,620 円	870 円
			ファミ リーホ ーム	4,950 円	4,680 円	4,630 円	3,550 円	870 円
			児童自 立生活 援助事 業所（ 児童自 立生活 援助事 業所Ⅲ 型のう ち、里 親の居 宅又は 里親が 児童自 立生活 援助を 行う対 象者の 居宅を 除く。） A	6,080 円	5,690 円	5,620 円	4,340 円	870 円

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄					
			児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）B	3,040 円	2,780 円	2,740 円	2,040 円	130 円
			児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）	3,640 円	3,490 円	3,450 円	2,760 円	870 円

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(16) 冷 暖 房 費			<p>(注1) この表における「1級地から4級地」については、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び2号に定める地域とし、その他は1級地から4級地までの地域以外の地域とする。</p> <p>(注2) 「児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。) A」は、別に定める基準に該当する場合とし、「児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。) B」は、それ以外とする。</p> <p>(注3) 児童自立支援施設及び児童心理治療施設の通所部については、母子生活支援施設の単価に準ずる。</p> <p>(注4) 「一時保護施設」は、一時保護委託児童を除き、一時保護委託児童に対する冷暖房費保護単価は、委託先の施設種別における単価とし、表の施設種別以外に一時保護委託した場合は、「一時保護施設」の単価を用いること。</p> <p>(注5) 「その他」の地域のうち、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域において、5級地から2級地までの地域に該当する場合(児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。) Bを除く。) は次の表を用いること。</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄														
(16) 冷 暖 房 費			<table border="1"> <tr> <td>級地別</td> <td>旧5級地</td> <td>旧4級地</td> <td>旧3級地</td> <td>旧2級地</td> </tr> <tr> <td>施設種別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	級地別	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	施設種別								
			級地別	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地										
			施設種別														
			児童養護施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円										
			児童自立支援施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円										
			里親	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円										
			母子生活支援施設	450円	380円	240円	150円										
			乳児院	2,890円	2,270円	1,440円	1,050円										
			児童心理治療施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円										
			一時保護施設	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円										
			ファミリーホーム	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円										
児童自立生活援助事業（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）A	2,730円	2,090円	1,350円	1,010円													

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄				
			児童自立生活援助事業（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円
就職支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム若しくは児童自立生活援助事業所の入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が就職するためその措置が解除されることとなったもの。なお、児童自立生活援助事業所の入所児童については、既に就職しているものを含む。	(1)その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 (2)その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。</p> <p>ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。</p> <p>算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価82,760円×その月の就職による措置解除児童数</p> <p>算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価413,340円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数</p>				

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(18) 自 大 立 学 生 進 活 学 支 等 度 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム若しくは児童自立生活援助事業所の入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が大学等へ進学するためその入所の措置が解除されることとなったもの。なお、児童自立生活援助事業所の入所児童については、既に大学等へ進学しているものを含む。	(1) その児童の進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費 (2) その児童の進学に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 大学進学等自立生活支度費1件当たり保護単価82,760円×その月の進学による措置解除児童数 算式(2) 大学進学等自立生活支度費1件当たり特別基準保護単価413,340円×その月の別に定める基準による進学による措置解除児童数

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(19) 葬祭費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、児童自立生活援助事業所若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、死亡したもの（以下「死亡児」という。）	その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費	<p>次の算式により算定した額。</p> <p>ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の額が161,290円を超える場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が450円を超えるときはその超える額を、自動車料金その他死体の運搬に要した費用の額が10,760円を超えるときは9,190円の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。</p> <p>算式 葬祭費1件当たり保護単価161,290円×死亡児数</p>
(20) 連れもどし費	児童自立支援施設の措置児童であって、その施設を逃亡したものの。	その児童の捜索及びその児童を連れ戻すために必要な経費	その施設のその月におけるその児童につき捜索し又は連れもどす者の運賃、日当及び宿泊料につきその都道府県の旅費支給規程に定める額（運賃については、普通旅客運賃）とその児童の普通旅客運賃、宿泊料とを合計した額にこれらの経費以外の特に要した費用があるときにはこれを加えた額の合算額。
(21) 里親手当	里親委託児童及び児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）入所児童	その児童に係る委託手当	<p>次の算式によって算定した額の合算額。</p> <p>算式</p> <p>ア 里親手当 里親手当月額保護単価 90,000円×1人</p> <p>イ 専門里親手当 専門里親手当月額保護単価 141,000円×1人</p>

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(22) 里親委託児童通院費	里親委託児童（一時保護委託児童を含む。）及び児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅に限る。）入所児童のうち、別に定めるところにより、定期的な通院が必要となるもの。	里親委託児童等が通院する際に必要な経費	<p>次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>ア 専門里親 里親委託児童通院費月額保護単価 15,000円×該当児童数（通院する児童であって別に定めるものの数）</p> <p>イ ア以外の里親 里親委託児童通院費月額保護単価 7,500円×該当児童数（通院する児童であって別に定めるものの数）</p>
(23) 受託支度費	里親委託児童、ファミリーホーム若しくは児童自立生活援助事業所の入所児童	新たに措置した際に必要な経費	<p>次の算式によって算定した額</p> <p>里親委託児童又はファミリーホーム入所児童</p> <p>算式(1) 受託支度費1件当たり保護単価44,630円を上限として、実費を合算した額。</p> <p>児童自立生活援助事業所入所等児童（別に定める基準に該当するものに限る）</p> <p>算式(2) 受託支度費1件当たり保護単価44,630円を上限として、実費を合算した額。</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(24) 委一託時手保当護	一時保護委託児童であつて、別に定めるところによりその支弁を必要と認められるもの。	その児童に係る委託手当	次の算式により算定した額 算式 一時保護委託児童数×日額4,630円
(25) 予防接種費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、児童自立生活援助事業所若しくはファミリーホームの措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護児であつて別に定める予防接種を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。	その児童等の予防接種に必要な経費	その施設又は里親の措置児童等が予防接種を受ける場合のその予防接種にかかる実費
(26) 通一学時送迎護費委託児童	幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通園又は通学する一時保護委託児童	一時保護委託児童が幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通学する場合の送迎に必要な経費	次の算式により算定した額 算式 幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通園又は通学する一時保護委託児童の送迎延べ日数×日額1,860円
(27) 防災対策費	児童自立生活援助事業所若しくはファミリーホームの措置児童等又は里親の委託児童	防災教育、避難訓練の実施及び防災用具の購入等、総合的な防災対策の充実にかかる経費	総合的な防災対策の充実にかかる実費の合算額（ただし、45万円以内）とし、3月分の措置費等として支弁する。

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(28) 視力矯正費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、児童自立生活援助事業所、若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児	その児童等の視力矯正に必要な経費	その施設又は里親の措置児童等が日常生活を営む上で必要な視力矯正のための眼鏡等を購入する場合にかかる実費。

3 定員外支弁の禁止

事業費の各種目ごとの支弁額の算定に用いる措置人員の数には、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員を超える部分は算入しないものとする。

第5 徴収金基準額

1 各月の基準額の算定方法

各年度における徴収金基準額は、その措置児童等（母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦とする。以下この項において同じ。）単位に、表の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者（児童自立生活援助事業所の入所等児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童等に係る次の2により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）により算定した額の年間の合算額とすること。

ただし、保育の措置については、保育の措置に係る児童について算定した支援法第27条第3項第2号、第29条第3項第2号、第30条第2項第3号及び第4号に掲げる政令で定める額の年間の合計額とし、家庭支援事業の措置については、別に定める額とすること。

表1 児童入所施設徴収金基準額表（令和元年6月30日まで）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 児童心理治療施設通所部 児童自立生活援助事業所	
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	1,100円	
C1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割のない世帯)	4,500円	2,200円
C2	所得割の額がある世帯	6,600円	3,300円	
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	9,000円	4,500円
D2		15,001円から 40,000円まで	13,500円	6,700円
D3		40,001円から 70,000円まで	18,700円	9,300円
D4		70,001円から 183,000円まで	29,000円	14,500円
D5		183,001円から 403,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)	20,600円
D6	403,001円から 703,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。)	

			る。)	
D 7		703,001円から 1,078,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるとときは68,700円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるとときは34,300円とする。)
D 8		1,078,001円から 1,632,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるとときは85,000円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるとときは42,500円とする。)
D 9		1,632,001円から 2,303,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるとときは102,900円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるとときは51,400円とする。)
D10		2,303,001円から 3,117,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるとときは122,500円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるとときは61,200円とする。)
D11		3,117,001円から 4,173,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるとときは143,800円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるとときは71,900円とする。)
D12		4,173,001円から 5,334,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が83,300円を超

			166,600円を超えるときは166,600円とする。)	えるときは83,300円とする。)
D13		5,334,001円から 6,674,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。)
D14		6,674,001円以上	全額徴収	全額徴収
備考	<p>1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)及び「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」(平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」という。)の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に規定する寄附金に限る。))、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第25項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項</p> <p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項、第60条第1項、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76条第1項、附則第77条第1項及び第2項、附則第80条、附則第81条及び第82条第1項</p> <p>3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p>			

4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

(1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯（児童自立生活援助事業所の入所等児童は単身世帯とみなす。）

(2) 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法（明治29年法律第89号）第877条に基づき現に児童を扶養しているものの世帯

(3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法という））第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（「養育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生労働事務次官通知）の別紙）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯

5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、法第21条の5の2の障害児

通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」（「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」（令和5年6月30日こ支障第13号こども家庭庁長官通知）の別紙）等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

6 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。

7 助産施設における助産の実施については次のとおりである。

(1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても差し支えない。

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、404,000円以上であるとき。

(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。

表2 児童入所施設徴収金基準額表（令和元年7月1日から）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 児童心理治療施設通所部 児童自立生活援助事業所	
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	1,100円	
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯(所得割の額のない世帯)	4,500円	2,200円	
D1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円以下	6,600円	3,300円
D2		9,001円から 27,000円まで	9,000円	4,500円
D3		27,001円から 57,000円まで	13,500円	6,700円
D4		57,001円から 93,000円まで	18,700円	9,300円
D5		93,001円から 177,300円まで	29,000円	14,500円
D6		177,301円から 258,100円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)	20,600円
D7	258,101円から 348,100円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。)	

D 8		348,101円から 456,100円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。)
D 9		456,101円から 583,200円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。)
D10		583,201円から 704,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。)
D11		704,001円から 852,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。)
D12		852,001円から 1,044,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。)
D13		1,044,001円から 1,225,500円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。)

			る。)	
D14		1,225,501円から 1,426,500円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。)
D15		1,426,501円以上	全額徴収	全額徴収
備考	<p>1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D15階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 階層区分の認定について、「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。</p> <p>ただし、令和元年6月30日から引き続き施設を利用する児童が属する世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないように、都道府県等の判断により、「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることも可能とする。</p> <p>3 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</p> <p>4 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p> <p>5 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>(1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯(児童自立生活援助事業所の入所等児童は単身世帯とみなす。)</p> <p>(2) 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法第877条に基づき現に児童を扶養しているものの世帯</p> <p>(3) 「在宅障害児(者)」(社会福祉施設に措置された児童(者)、法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者総合支援法第6条の自立支援給付の受給者(障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。)又は障害者総合</p>			

支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)のいる世帯」

…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯

6 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について(令和5年6月30日こ支障第13号こども家庭庁長官通知)」等の徴収金基準額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

7 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。

8 助産施設における助産の実施については次のとおりである。

(1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特

	<p>別の理由があるときはD階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合であっても差し支えない。</p> <p>イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、出産一時金が、488,000円以上であるとき。</p> <p>(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。</p> <p>なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。</p>
--	--

2 各月の支弁額の算定方法

児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む。）、児童心理治療施設（通所部を含む。）、乳児院、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム又は里親の各月のその措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とすること。

ただし、その措置児童等の在籍日数が1ヵ月未満であるときは、算式(2)によるものとする。

なお、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、社会的養護従事者処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当、保育機能強化加算費、一時保護実施特別加算費及びこども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費は、徴収の対象とはならないこと。

算 式 (1)

その施設の事務費の月額保護単価（民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、社会的養護従事者処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費、一時保護実施特別加算費及びこども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費の単価を除く。次の算式(2)においても同じ。）＋事業費の各費目（里親手当除く。次の算式(2)においても同じ。）のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額

算 式 (2)

[(事務費の月額保護単価＋事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額) ÷ その月の日数] × その月の措置児童等在籍日数 ＋ 月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額

第6 端数計算の方法

この国庫負担金における金額の計算過程において、ある金額をある数値で除し、又はある金額にある数値を乗じて計算した場合の金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額が生じた段階においてこれらを切り捨てるものとする。

ただし、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定する場合においてはその定めるところによるものとする。

また、保育の措置については、告示第14条に定めるところによるものとする。

第7 保護単価等の特例措置

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価、徴収金基準額その他この交付要綱に定める支弁及び徴収の要件によることが適当でないと認められるときは、その事案につき内閣総理大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。

第8 保護受託者の廃止に伴う経過措置

児童福祉法の一部改正（平成16年法律第153号）により、廃止することとなった保護受託者については、改正法の施行の際現に保護受託者に委託されている児童がいる場合は、委託期間が満了するまでの間は従前の例により支弁することができるものとする。

別表 1

事務費の保護単価〔児童 1 人(母子生活支援施設については 1 世帯)当たり〕表

1 一般分保護単価

(1) 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	367,870	357,900	355,410	347,930	342,950	332,980	325,510	318,030
21～25人	324,180	315,360	313,160	306,550	302,140	293,330	286,720	280,110
26～30	280,480	272,820	270,910	265,170	261,340	253,680	247,940	242,190
31～35	261,950	254,780	252,990	247,610	244,020	236,850	231,470	226,090
36～40	243,430	236,740	235,070	230,060	226,710	220,030	215,010	210,000
41～45	239,090	232,450	230,790	225,810	222,490	215,850	210,870	205,890
46～50	209,350	203,530	202,080	197,720	194,810	189,000	184,630	180,270
51～55	204,070	198,390	196,970	192,720	189,880	184,210	179,940	175,690
56～60	198,790	193,250	191,870	187,710	184,950	179,420	175,260	171,110
61～65	193,770	188,370	187,020	182,970	180,270	174,870	170,820	166,770
66～70	188,740	183,480	182,170	178,220	175,590	170,330	166,380	162,430
71～75	184,260	179,120	177,830	173,980	171,410	166,270	162,410	158,550
76～80	179,770	174,750	173,500	169,740	167,220	162,210	158,440	154,680
81～85	176,560	171,630	170,400	166,700	164,230	159,300	155,600	151,900
86～90	173,350	168,500	167,290	163,650	161,230	156,380	152,750	149,110
91～95	169,730	164,990	163,810	160,250	157,880	153,140	149,590	146,030
96～100	166,110	161,480	160,320	156,850	154,530	149,900	146,430	142,950
101～105	164,320	159,730	158,580	155,150	152,850	148,270	144,820	141,390
106～110	162,530	157,990	156,850	153,450	151,180	146,640	143,230	139,830
111～115	160,720	156,230	155,110	151,730	149,490	145,000	141,630	138,250
116～120	158,920	154,470	153,360	150,020	147,810	143,350	140,020	136,690
121～125	157,290	152,890	151,780	148,480	146,280	141,870	138,570	135,270
126～130	155,660	151,300	150,210	146,930	144,750	140,390	137,110	133,850
131～135	154,650	150,310	149,220	145,970	143,800	139,460	136,210	132,950
136～140	153,630	149,320	148,240	145,010	142,850	138,530	135,300	132,060
141～145	152,120	147,850	146,780	143,570	141,430	137,150	133,950	130,740
146～150	150,610	146,380	145,320	142,140	140,020	135,780	132,600	129,420
151人以上	149,860	145,640	144,590	141,420	139,320	135,100	131,940	128,770

(1) 児童養護施設（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	392,490	381,740	379,050	370,980	365,600	354,850	346,780	338,720
21～25人	344,690	335,230	332,860	325,760	321,020	311,550	304,450	297,350
26～30	296,900	288,710	286,670	280,530	276,440	268,260	262,120	255,980
31～35	276,590	268,950	267,040	261,310	257,490	249,850	244,110	238,380
36～40	256,290	249,190	247,420	242,090	238,540	231,440	226,120	220,800

(2) 地域小規模児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	1,613,460	1,577,310	1,568,270	1,541,150	1,523,070	1,486,920	1,459,800	1,432,680

(3) 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	320,300	312,110	310,060	303,910	299,820	291,620	285,470	279,330
31～35人	301,990	294,210	292,260	286,420	282,530	274,750	268,910	263,070
36～40	283,680	276,300	274,460	268,940	265,250	257,880	252,350	246,820
41～45	280,010	272,610	270,760	265,210	261,510	254,120	248,570	243,020
46～50	263,480	256,470	254,720	249,460	245,950	238,940	233,680	228,420
51～55	256,770	249,910	248,200	243,060	239,630	232,780	227,630	222,490
56～60	250,060	243,360	241,680	236,660	233,310	226,610	221,590	216,560
61～65	244,460	237,880	236,240	231,310	228,030	221,450	216,520	211,590
66～70	238,860	232,410	230,800	225,960	222,740	216,290	211,460	206,620
71～75	233,750	227,430	225,840	221,090	217,930	211,590	206,840	202,090
76～80	228,650	222,430	220,880	216,210	213,110	206,890	202,230	197,560
81～85	225,060	218,910	217,380	212,780	209,700	203,560	198,950	194,340
86～90	221,480	215,400	213,880	209,330	206,290	200,220	195,670	191,120
91～95	217,600	211,610	210,110	205,610	202,620	196,620	192,120	187,630
96～100	213,740	207,820	206,340	201,900	198,940	193,020	188,580	184,140
101～105	212,050	206,170	204,700	200,300	197,360	191,480	187,080	182,670
106～110	210,350	204,530	203,070	198,700	195,780	189,950	185,590	181,210
111～115	208,370	202,600	201,150	196,820	193,930	188,150	183,820	179,480
116～120	206,400	200,660	199,230	194,940	192,070	186,340	182,040	177,740
121～125	205,250	199,550	198,120	193,840	190,990	185,280	181,000	176,720
126～130	204,100	198,420	197,000	192,730	189,900	184,210	179,950	175,690
131～135	202,550	196,900	195,490	191,250	188,440	182,790	178,550	174,320
136～140	200,990	195,380	193,980	189,770	186,970	181,360	177,160	172,960
141～145	199,800	194,220	192,820	188,630	185,840	180,250	176,060	171,870
146～150	198,620	193,060	191,670	187,490	184,710	179,140	174,970	170,800
151人以上	197,570	192,030	190,640	186,490	183,730	178,190	174,030	169,880

(4) 乳児院（2歳未満児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	964,780	938,540	931,980	912,300	899,180	872,940	853,250	833,570
11～15人	763,640	742,660	737,410	721,680	711,180	690,200	674,470	658,730
16～20	683,350	664,180	659,380	645,000	635,410	616,240	601,860	587,480
21～25	597,240	580,430	576,230	563,630	555,220	538,420	525,810	513,210
26～30	574,910	558,670	554,610	542,430	534,310	518,070	505,890	493,710
31～35	558,220	542,420	538,470	526,620	518,720	502,920	491,070	479,220
36～40	541,530	526,180	522,330	510,820	503,140	487,770	476,250	464,730
41～45	527,190	512,210	508,460	497,230	489,730	474,750	463,520	452,280
46～50	512,850	498,250	494,590	483,640	476,340	461,740	450,790	439,830
51～55	506,930	492,490	488,870	478,040	470,820	456,370	445,530	434,700
56～60	501,010	486,730	483,150	472,440	465,290	451,000	440,290	429,570
61～65	495,680	481,530	477,990	467,380	460,310	446,160	435,550	424,950
66～70	490,330	476,330	472,830	462,330	455,320	441,320	430,810	420,310
71～75	485,600	471,720	468,250	457,850	450,910	437,030	426,620	416,210
76～80	480,870	467,110	463,670	453,360	446,480	432,730	422,410	412,110
81～85	476,310	462,690	459,270	449,050	442,240	428,610	418,380	408,160
86～90	471,760	458,260	454,880	444,750	437,990	424,480	414,350	404,220
91人以上	466,720	453,350	450,000	439,970	433,290	419,920	409,890	399,860

(4) 乳児院（2歳児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	845,280	822,510	816,820	799,740	788,360	765,590	748,520	731,440
11～15人	686,610	667,820	663,120	649,030	639,630	620,830	606,740	592,640
16～20	594,330	577,690	573,530	561,050	552,730	536,090	523,610	511,130
21～25	549,730	534,250	530,380	518,770	511,030	495,540	483,930	472,320
26～30	516,130	501,540	497,890	486,940	479,640	465,040	454,090	443,140
31～35	500,600	486,410	482,860	472,220	465,120	450,930	440,290	429,650
36～40	485,070	471,290	467,840	457,500	450,610	436,830	426,490	416,150
41～45	469,530	456,160	452,820	442,780	436,100	422,720	412,690	402,660
46～50	454,000	441,030	437,790	428,070	421,580	408,620	398,890	389,170
51～55	448,860	436,030	432,820	423,200	416,790	403,960	394,340	384,720
56～60	443,720	431,030	427,860	418,340	411,990	399,300	389,780	380,260
61～65	438,580	426,030	422,890	413,470	407,200	394,640	385,230	375,810
66～70	433,440	421,030	417,920	408,610	402,400	389,980	380,670	371,360
71～75	428,300	416,020	412,950	403,740	397,600	385,330	376,120	366,910
76～80	423,160	411,020	407,990	398,880	392,810	380,670	371,560	362,450
81～85	418,030	406,020	403,020	394,010	388,010	376,010	367,000	358,000
86～90	412,890	401,020	398,050	389,150	383,220	371,350	362,450	353,550
91人以上	407,750	396,020	393,080	384,290	378,420	366,690	357,890	349,090

(4) 乳児院（3歳以上児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	715,480	696,330	691,540	677,180	667,610	648,460	634,100	619,730
11～15人	521,040	507,070	503,570	493,090	486,110	472,130	461,650	451,170
16～20	439,110	426,990	423,960	414,860	408,800	396,680	387,590	378,500
21～25	400,720	389,570	386,790	378,430	372,860	361,710	353,350	344,990
26～30	371,260	360,880	358,280	350,490	345,300	334,920	327,140	319,350
31～35	354,690	344,750	342,260	334,800	329,830	319,890	312,430	304,970
36～40	338,120	328,620	326,240	319,110	314,360	304,860	297,730	290,600
41～45	321,550	312,490	310,220	303,420	298,890	289,820	283,020	276,220
46～50	304,980	296,350	294,200	287,730	283,410	274,790	268,320	261,850
51～55	299,220	290,750	288,630	282,280	278,040	269,570	263,220	256,860
56～60	293,460	285,140	283,070	276,830	272,670	264,350	258,120	251,880
61～65	287,700	279,540	277,500	271,380	267,300	259,140	253,020	246,890
66～70	281,940	273,940	271,930	265,930	261,930	253,920	247,920	241,910
71～75	276,180	268,330	266,370	260,480	256,560	248,700	242,820	236,930
76～80	270,420	262,730	260,800	255,030	251,180	243,490	237,720	231,940
81～85	264,660	257,120	255,240	249,580	245,810	238,270	232,620	226,960
86～90	258,900	251,520	249,670	244,130	240,440	233,050	227,520	221,980
91人以上	253,140	245,910	244,100	238,680	235,070	227,840	222,420	216,990

(5) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	739,410	719,490	714,510	699,580	689,620	669,710	654,770	639,840

(6) 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	201,010	196,120	194,670	191,220	188,770	183,870	180,200	176,520
11～20世帯	176,960	172,320	171,050	167,690	165,370	160,730	157,250	153,780
21～30	141,820	138,040	137,020	134,260	132,370	128,590	125,760	122,930
31～40	106,720	103,890	103,130	101,060	99,640	96,810	94,680	92,550
41～50	96,220	93,670	92,980	91,120	89,850	87,290	85,380	83,470
51世帯以上	85,720	83,450	82,840	81,180	80,050	77,780	76,080	74,380

(7) 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1世帯につき	166,190	162,390	161,440	158,590	156,700	152,900	150,050	147,200

(8) 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	514,320	499,750	496,260	488,620	484,240	469,700	458,600	448,130
21～25	461,470	448,360	445,150	438,060	433,910	420,810	410,880	401,270
26～30	408,630	396,960	394,040	387,500	383,580	371,910	363,160	354,410
31～35	387,880	376,780	374,000	367,640	363,800	352,690	344,360	336,030
36～40	367,140	356,590	353,960	347,790	344,010	333,470	325,560	317,650
41～45	352,000	341,850	339,320	333,240	329,490	319,350	311,740	304,130
46人以上	336,850	327,110	324,670	318,690	314,970	305,230	297,920	290,610

(9) 児童自立支援施設通所部

地域区分 区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
児童自立支援施設通所部	84,560	82,090	81,480	79,620	78,390	75,920	74,060	72,210

(10) 児童心理治療施設通所部

地域区分 区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
児童心理治療施設通所部	128,800	124,990	124,040	121,180	119,280	115,470	112,610	109,760

(11) 児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅰ型を実施する場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
6人まで	279,930	273,740	272,190	267,550	264,460	258,270	253,630	248,990
7～9人	254,380	248,240	246,710	242,110	239,040	232,910	228,310	223,710
10～12	241,600	235,490	233,970	229,390	226,330	220,230	215,650	211,070
13～15	233,940	227,850	226,320	221,750	218,710	212,620	208,050	203,480
16～18	228,830	222,750	221,230	216,670	213,630	207,550	202,990	198,430
19人以上	224,800	218,730	217,210	212,660	209,620	203,550	198,990	194,440

(12) 児童自立生活援助事業所（規則第36条の4の2第2号に規定する児童自立生活援助事業所Ⅱ型を実施する場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1～2人	498,180	488,550	486,150	478,930	473,910	464,360	457,200	450,220
3～4	410,060	400,430	398,030	390,810	385,790	376,240	369,080	362,100
5人	454,670	443,110	440,230	431,560	425,540	414,080	405,490	397,120

(13) ファミリーホーム

地域区分 現員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	212,990	209,180	208,230	205,370	203,470	199,660	196,800	193,940
6人	177,490	174,320	173,520	171,140	169,560	166,380	164,000	161,620

(14) 一時保護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	14,600,240	14,211,240	14,113,990	13,822,240	13,627,730	13,238,730	12,946,980	12,655,220
6～10人	21,314,670	20,718,010	20,568,840	20,121,340	19,823,020	19,226,350	18,778,860	18,331,360
11～15	34,409,800	33,424,140	33,177,720	32,438,470	31,945,640	30,959,980	30,220,730	29,481,480
16～20	41,124,220	39,930,900	39,632,570	38,737,580	38,140,920	36,947,600	36,052,610	35,157,610
21～25	47,838,650	46,437,670	46,087,420	45,036,690	44,336,200	42,935,220	41,884,490	40,833,750
26～30	54,553,070	52,944,430	52,542,270	51,335,800	50,531,480	48,922,850	47,716,370	46,509,890
31～35	66,869,010	64,871,370	64,371,950	62,873,730	61,874,910	59,877,270	58,379,040	56,880,800
36～40	73,583,430	71,378,130	70,826,800	69,172,840	68,070,190	65,864,900	64,210,920	62,556,940
41～45	80,297,850	77,884,900	77,281,650	75,471,940	74,265,470	71,852,520	70,042,800	68,233,080
46～50	87,012,280	84,391,660	83,736,500	81,771,050	80,460,750	77,840,140	75,874,680	73,909,210
51～55	93,726,700	90,898,430	90,191,350	88,070,160	86,656,040	83,827,770	81,706,560	79,585,350
56～60	100,441,120	97,405,200	96,646,210	94,369,270	92,851,320	89,815,390	87,538,440	85,261,490
61～65	107,155,540	103,911,960	103,101,060	100,668,380	99,046,600	95,803,020	93,370,320	90,937,620
66～70	113,869,970	110,418,730	109,555,910	106,967,490	105,241,880	101,790,640	99,202,200	96,613,760

※1か所当たりの年額

2 加算分保護単価

(1) 児童養護施設の配置改善加算分保護単価

ア 5：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	367,870	357,900	355,410	347,930	342,950	332,980	325,510	318,030
21～25人	334,130	325,030	322,760	315,930	311,380	302,280	295,460	288,630
26～30	300,400	292,160	290,100	283,930	279,810	271,580	265,400	259,230
31～35	279,710	272,030	270,110	264,340	260,500	252,810	247,040	241,280
36～40	259,030	251,890	250,110	244,750	241,180	234,050	228,690	223,340
41～45	252,870	245,830	244,070	238,790	235,270	228,230	222,950	217,670
46～50	221,300	215,140	213,600	208,980	205,900	199,740	195,110	190,490
51～55	215,680	209,670	208,170	203,660	200,650	194,640	190,130	185,630
56～60	210,060	204,210	202,740	198,340	195,410	189,550	185,150	180,760
61～65	204,800	199,090	197,660	193,370	190,510	184,790	180,500	176,220
66～70	199,550	193,970	192,580	188,390	185,610	180,030	175,850	171,670
71～75	194,880	189,430	188,070	183,980	181,260	175,810	171,720	167,640
76～80	190,210	184,890	183,560	179,570	176,910	171,590	167,600	163,610
81～85	187,960	182,700	181,380	177,430	174,800	169,540	165,590	161,640
86～90	185,700	180,500	179,200	175,300	172,690	167,490	163,580	159,680
91～95	181,860	176,770	175,500	171,680	169,130	164,040	160,220	156,400
96～100	178,020	173,040	171,800	168,060	165,580	160,600	156,870	153,140
101～105	176,050	171,120	169,890	166,190	163,730	158,810	155,110	151,420
106～110	174,070	169,200	167,980	164,330	161,890	157,020	153,360	149,700
111～115	172,120	167,300	166,090	162,480	160,070	155,240	151,630	148,010
116～120	170,170	165,400	164,200	160,630	158,240	153,470	149,880	146,310
121～125	168,410	163,690	162,500	158,960	156,600	151,870	148,330	144,780
126～130	166,660	161,980	160,800	157,290	154,950	150,270	146,760	143,250
131～135	166,250	161,570	160,400	156,900	154,560	149,890	146,380	142,880
136～140	165,840	161,170	160,000	156,500	154,170	149,500	146,000	142,490
141～145	164,180	159,560	158,410	154,940	152,620	148,000	144,530	141,060
146～150	162,540	157,950	156,810	153,370	151,080	146,500	143,060	139,620
151人以上	161,920	157,360	156,210	152,790	150,510	145,940	142,510	139,090

ア 5：1の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	392,490	381,740	379,050	370,980	365,600	354,850	346,780	338,720
21～25人	354,650	344,900	342,460	335,140	330,260	320,500	313,190	305,870
26～30	316,810	308,050	305,860	299,290	294,910	286,150	279,580	273,020
31～35	294,350	286,200	284,160	278,040	273,960	265,810	259,690	253,570
36～40	271,890	264,340	262,460	256,790	253,010	245,470	239,800	234,140

イ 4.5:1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	367,870	357,900	355,410	347,930	342,950	332,980	325,510	318,030
21~25人	344,020	334,640	332,290	325,250	320,550	311,170	304,130	297,090
26~30	320,170	311,370	309,160	302,560	298,160	289,350	282,750	276,140
31~35	297,340	289,150	287,100	280,950	276,860	268,660	262,510	256,370
36~40	274,520	266,940	265,040	259,350	255,560	247,970	242,280	236,590
41~45	266,540	259,110	257,250	251,680	247,960	240,520	234,950	229,370
46~50	233,160	226,660	225,030	220,160	216,900	210,400	205,520	200,640
51~55	227,220	220,870	219,290	214,530	211,360	205,010	200,250	195,490
56~60	221,280	215,090	213,540	208,910	205,810	199,630	194,990	190,350
61~65	217,210	211,130	209,610	205,050	202,010	195,940	191,380	186,820
66~70	213,140	207,170	205,680	201,200	198,210	192,250	187,770	183,290
71~75	208,120	202,290	200,830	196,460	193,540	187,710	183,340	178,960
76~80	203,100	197,410	195,980	191,710	188,870	183,170	178,900	174,630
81~85	200,580	194,950	193,540	189,320	186,510	180,870	176,660	172,430
86~90	198,050	192,490	191,100	186,920	184,140	178,580	174,410	170,240
91~95	193,990	188,540	187,180	183,100	180,380	174,940	170,860	166,780
96~100	189,930	184,600	183,280	179,280	176,620	171,300	167,310	163,320
101~105	187,770	182,500	181,190	177,240	174,610	169,340	165,400	161,450
106~110	185,620	180,410	179,110	175,200	172,600	167,390	163,490	159,580
111~115	184,350	179,170	177,870	173,990	171,400	166,230	162,350	158,460
116~120	183,070	177,920	176,640	172,780	170,210	165,070	161,200	157,340
121~125	181,120	176,030	174,750	170,930	168,390	163,290	159,470	155,650
126~130	179,170	174,130	172,870	169,090	166,570	161,520	157,740	153,960
131~135	178,600	173,560	172,300	168,530	166,020	160,980	157,210	153,430
136~140	178,020	173,000	171,740	167,980	165,460	160,450	156,680	152,910
141~145	176,220	171,250	170,000	166,280	163,790	158,820	155,080	151,350
146~150	174,430	169,500	168,270	164,580	162,110	157,180	153,490	149,790
151人以上	174,150	169,220	167,990	164,300	161,840	156,920	153,230	149,540

イ 4.5:1の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	392,490	381,740	379,050	370,980	365,600	354,850	346,780	338,720
21~25人	364,540	354,500	351,990	344,450	339,430	329,390	321,860	314,330
26~30	336,590	327,260	324,920	317,920	313,260	303,930	296,930	289,930
31~35	311,980	303,320	301,150	294,660	290,320	281,650	275,150	268,660
36~40	287,380	279,380	277,380	271,390	267,390	259,390	253,390	247,390

ウ 4：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	397,740	386,910	384,200	376,080	370,660	359,830	351,710	343,580
21～25人	368,920	358,810	356,280	348,700	343,650	333,540	325,960	318,380
26～30	340,090	330,710	328,360	321,320	316,630	307,250	300,210	293,180
31～35	317,090	308,320	306,130	299,550	295,170	286,400	279,820	273,250
36～40	294,080	285,930	283,890	277,780	273,700	265,550	259,430	253,320
41～45	288,230	280,170	278,150	272,110	268,070	260,010	253,970	247,920
46～50	256,980	249,790	247,990	242,590	239,000	231,800	226,410	221,010
51～55	249,980	242,970	241,220	235,970	232,470	225,470	220,220	214,960
56～60	242,980	236,160	234,460	229,350	225,950	219,130	214,020	208,910
61～65	238,040	231,360	229,690	224,680	221,340	214,660	209,650	204,640
66～70	233,100	226,560	224,920	220,010	216,730	210,190	205,280	200,370
71～75	227,340	220,950	219,350	214,560	211,370	204,980	200,190	195,400
76～80	221,570	215,340	213,780	209,110	206,000	199,770	195,100	190,430
81～85	219,480	213,300	211,750	207,120	204,040	197,860	193,230	188,600
86～90	217,380	211,260	209,730	205,140	202,080	195,960	191,360	186,770
91～95	212,600	206,610	205,120	200,640	197,640	191,670	187,180	182,700
96～100	207,810	201,970	200,510	196,130	193,210	187,370	183,000	178,620
101～105	206,420	200,610	199,160	194,810	191,900	186,100	181,750	177,390
106～110	205,030	199,250	197,810	193,480	190,600	184,830	180,500	176,170
111～115	202,750	197,040	195,610	191,330	188,480	182,770	178,480	174,200
116～120	200,480	194,830	193,410	189,180	186,350	180,710	176,470	172,230
121～125	199,240	193,620	192,210	188,000	185,190	179,570	175,350	171,140
126～130	197,990	192,400	191,010	186,810	184,020	178,430	174,240	170,060
131～135	197,330	191,750	190,360	186,180	183,390	177,820	173,640	169,460
136～140	196,660	191,100	189,710	185,540	182,760	177,200	173,030	168,860
141～145	195,480	189,950	188,560	184,410	181,650	176,120	171,970	167,820
146～150	194,290	188,790	187,410	183,290	180,530	175,030	170,910	166,780
151人以上	193,000	187,530	186,160	182,060	179,330	173,860	169,760	165,660

ウ 4：1の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	422,370	410,750	407,840	399,130	393,320	381,700	372,980	364,270
21～25人	389,440	378,670	375,980	367,910	362,530	351,760	343,690	335,620
26～30	356,500	346,600	344,120	336,690	331,730	321,830	314,400	306,960
31～35	331,720	322,480	320,180	313,250	308,630	299,390	292,470	285,540
36～40	306,940	298,370	296,230	289,810	285,530	276,960	270,540	264,120

(2) 児童自立支援施設の配置改善加算分保護単価

ア 4：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	342,050	333,210	331,000	324,370	319,960	311,120	304,500	297,870
31～35人	323,510	315,090	312,990	306,670	302,470	294,050	287,740	281,430
36～40	304,970	296,970	294,980	288,980	284,980	276,980	270,980	264,990
41～45	303,580	295,490	293,470	287,400	283,350	275,260	269,190	263,130
46～50	289,320	281,550	279,610	273,780	269,890	262,120	256,300	250,470
51～55	281,460	273,880	271,990	266,300	262,510	254,930	249,240	243,560
56～60	273,610	266,210	264,360	258,820	255,130	247,730	242,190	236,650
61～65	267,070	259,830	258,010	252,590	248,970	241,730	236,300	230,870
66～70	260,520	253,440	251,670	246,350	242,810	235,730	230,410	225,100
71～75	254,600	247,660	245,920	240,710	237,240	230,300	225,090	219,880
76～80	248,690	241,880	240,170	235,070	231,670	224,870	219,760	214,660
81～85	245,570	238,820	237,130	232,080	228,700	221,960	216,900	211,830
86～90	242,460	235,770	234,100	229,080	225,730	219,050	214,030	209,020
91～95	237,800	231,210	229,560	224,620	221,330	214,740	209,790	204,850
96～100	233,140	226,650	225,030	220,160	216,920	210,430	205,560	200,690
101～105	232,280	225,810	224,190	219,350	216,110	209,640	204,790	199,940
106～110	231,430	224,970	223,370	218,530	215,310	208,860	204,020	199,190
111～115	228,360	222,000	220,410	215,630	212,440	206,080	201,310	196,530
116～120	225,310	219,020	217,450	212,730	209,590	203,300	198,590	193,870
121～125	224,920	218,640	217,070	212,350	209,210	202,930	198,220	193,500
126～130	224,550	218,260	216,690	211,980	208,840	202,550	197,840	193,130
131～135	222,900	216,660	215,100	210,410	207,290	201,050	196,370	191,680
136～140	221,250	215,050	213,500	208,850	205,750	199,540	194,890	190,230
141～145	220,730	214,530	212,970	208,320	205,230	199,020	194,370	189,720
146～150	220,200	214,000	212,450	207,800	204,700	198,500	193,860	189,210
151人以上	218,160	212,010	210,470	205,870	202,800	196,650	192,040	187,440

イ 3.5:1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	363,370	353,910	351,550	344,450	339,720	330,260	323,160	316,070
31~35人	342,550	333,570	331,330	324,600	320,110	311,140	304,400	297,670
36~40	321,740	313,250	311,130	304,760	300,510	292,030	285,660	279,290
41~45	318,440	309,910	307,780	301,390	297,130	288,600	282,200	275,810
46~50	302,290	294,140	292,100	285,990	281,910	273,760	267,640	261,530
51~55	296,730	288,700	286,690	280,670	276,660	268,620	262,610	256,580
56~60	291,170	283,270	281,290	275,360	271,400	263,500	257,560	251,630
61~65	284,980	277,210	275,270	269,450	265,570	257,800	251,980	246,150
66~70	278,780	271,160	269,250	263,540	259,730	252,110	246,390	240,670
71~75	274,680	267,150	265,270	259,610	255,850	248,310	242,660	237,010
76~80	270,580	263,140	261,280	255,690	251,970	244,510	238,930	233,340
81~85	267,860	260,460	258,610	253,060	249,360	241,960	236,410	230,860
86~90	265,140	257,790	255,950	250,430	246,760	239,400	233,880	228,370
91~95	262,070	254,760	252,940	247,460	243,810	236,510	231,030	225,550
96~100	258,990	251,740	249,930	244,490	240,870	233,620	228,180	222,740
101~105	256,470	249,290	247,490	242,110	238,520	231,340	225,960	220,570
106~110	253,950	246,840	245,060	239,720	236,170	229,060	223,730	218,400
111~115	251,250	244,210	242,450	237,170	233,660	226,610	221,340	216,050
116~120	248,560	241,590	239,840	234,620	231,130	224,170	218,930	213,710
121~125	247,620	240,660	238,930	233,710	230,240	223,290	218,070	212,860
126~130	246,670	239,740	238,000	232,800	229,330	222,400	217,200	212,000
131~135	245,260	238,350	236,630	231,460	228,010	221,100	215,930	210,760
136~140	243,840	236,980	235,260	230,110	226,670	219,810	214,660	209,510
141~145	242,770	235,920	234,210	229,080	225,650	218,800	213,660	208,530
146~150	241,700	234,870	233,160	228,040	224,620	217,790	212,670	207,550
151人以上	240,150	233,370	231,660	226,570	223,180	216,390	211,290	206,200

ウ 3：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	384,990	374,890	372,370	364,790	359,740	349,650	342,070	334,500
31～35人	368,820	359,080	356,630	349,330	344,450	334,710	327,390	320,080
36～40	352,660	343,260	340,910	333,860	329,160	319,760	312,710	305,670
41～45	353,270	343,720	341,330	334,170	329,390	319,850	312,680	305,520
46～50	341,020	331,730	329,410	322,440	317,800	308,510	301,540	294,570
51～55	333,520	324,410	322,140	315,310	310,750	301,640	294,800	287,970
56～60	326,040	317,100	314,870	308,170	303,700	294,780	288,070	281,370
61～65	318,210	309,470	307,290	300,730	296,360	287,620	281,060	274,510
66～70	310,390	301,840	299,700	293,290	289,010	280,470	274,050	267,640
71～75	306,190	297,730	295,610	289,270	285,040	276,580	270,230	263,880
76～80	301,990	293,620	291,520	285,250	281,060	272,690	266,410	260,130
81～85	297,830	289,550	287,470	281,270	277,120	268,840	262,630	256,420
86～90	293,670	285,470	283,430	277,280	273,180	264,990	258,850	252,700
91～95	289,250	281,150	279,130	273,050	269,000	260,900	254,820	248,750
96～100	284,840	276,830	274,830	268,820	264,820	256,810	250,800	244,790
101～105	284,160	276,170	274,170	268,180	264,180	256,190	250,190	244,200
106～110	283,490	275,510	273,520	267,530	263,550	255,560	249,580	243,600
111～115	280,590	272,690	270,710	264,790	260,840	252,940	247,010	241,080
116～120	277,690	269,870	267,910	262,040	258,130	250,300	244,430	238,560
121～125	276,630	268,820	266,870	261,020	257,120	249,310	243,460	237,600
126～130	275,550	267,770	265,820	259,990	256,100	248,310	242,480	236,640
131～135	274,840	267,070	265,130	259,310	255,420	247,650	241,820	235,990
136～140	274,130	266,370	264,440	258,610	254,740	246,980	241,160	235,350
141～145	272,990	265,250	263,310	257,510	253,640	245,910	240,100	234,300
146～150	271,850	264,130	262,200	256,410	252,550	244,840	239,050	233,260
151人以上	269,980	262,310	260,400	254,650	250,810	243,150	237,400	231,650

(3) 乳児院の配置改善加算分保護単価

ア 1.5 : 1の職員配置を行った場合 (2歳未満児用)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	1,024,010	996,060	989,070	968,100	954,130	926,170	905,210	884,240
11~15人	803,130	781,000	775,470	758,880	747,820	725,690	709,100	692,510
16~20	683,350	664,180	659,380	645,000	635,410	616,240	601,860	587,480
21~25	620,930	603,440	599,070	585,950	577,200	559,710	546,590	533,470
26~30	594,660	577,840	573,640	561,030	552,630	535,820	523,210	510,600
31~35	580,300	563,850	559,750	547,420	539,200	522,760	510,430	498,100
36~40	565,940	549,870	545,860	533,810	525,780	509,710	497,660	485,610
41~45	551,280	535,600	531,680	519,920	512,080	496,400	484,650	472,880
46~50	536,610	521,320	517,500	506,030	498,390	483,100	471,630	460,160
51~55	530,030	514,920	511,140	499,810	492,250	477,140	465,800	454,470
56~60	523,450	508,520	504,780	493,580	486,110	471,180	459,970	448,770
61~65	519,050	504,230	500,520	489,400	481,990	467,180	456,060	444,940
66~70	514,650	499,940	496,260	485,240	477,880	463,170	452,140	441,110
71~75	509,380	494,820	491,180	480,250	472,970	458,400	447,480	436,550
76~80	504,110	489,690	486,080	475,260	468,050	453,630	442,810	431,990
81~85	500,240	485,920	482,340	471,600	464,440	450,120	439,370	428,630
86~90	496,380	482,160	478,600	467,940	460,820	446,610	435,940	425,270
91人以上	490,890	476,820	473,310	462,750	455,710	441,650	431,090	420,540

イ 1.4 : 1の職員配置を行った場合 (2歳未満児用)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	1,024,010	996,060	989,070	968,100	954,130	926,170	905,210	884,240
11~15人	842,860	819,590	813,770	796,310	784,680	761,400	743,950	726,490
16~20	712,960	692,930	687,930	672,900	662,890	642,860	627,840	612,810
21~25	644,770	626,590	622,040	608,410	599,320	581,140	567,500	553,870
26~30	614,520	597,140	592,790	579,750	571,060	553,670	540,630	527,590
31~35	604,410	587,280	582,990	570,140	561,570	544,440	531,580	518,730
36~40	594,310	577,420	573,200	560,530	552,090	535,200	522,540	509,870
41~45	583,260	566,670	562,510	550,060	541,760	525,150	512,700	500,250
46~50	572,230	555,910	551,830	539,590	531,430	515,110	502,870	490,630
51~55	563,870	547,770	543,750	531,680	523,640	507,540	495,470	483,410
56~60	555,510	539,650	535,680	523,780	515,850	499,980	488,080	476,190
61~65	549,610	533,910	529,970	518,200	510,350	494,640	482,860	471,080
66~70	543,710	528,160	524,270	512,620	504,840	489,290	477,640	465,970
71~75	538,360	522,950	519,100	507,550	499,850	484,450	472,890	461,340
76~80	533,010	517,740	513,930	502,480	494,850	479,590	468,150	456,700
81~85	528,670	513,530	509,740	498,380	490,810	475,660	464,300	452,950
86~90	524,340	509,310	505,550	494,280	486,760	471,730	460,460	449,190
91人以上	516,750	501,940	498,230	487,120	479,710	464,890	453,780	442,660

ウ 1.3 : 1 の職員配置を行った場合（2歳未満児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	1,083,610	1,053,930	1,046,510	1,024,260	1,009,420	979,740	957,480	935,220
11～15人	882,350	857,930	851,830	833,520	821,310	796,900	778,580	760,270
16～20	742,770	721,870	716,650	700,980	690,530	669,640	653,970	638,300
21～25	668,460	649,600	644,880	630,730	621,300	602,430	588,280	574,130
26～30	654,010	635,480	630,850	616,950	607,690	589,160	575,270	561,370
31～35	639,640	621,480	616,940	603,330	594,250	576,090	562,480	548,860
36～40	625,270	607,490	603,040	589,700	580,810	563,030	549,700	536,360
41～45	610,590	593,200	588,850	575,810	567,110	549,710	536,670	523,620
46～50	595,920	578,920	574,660	561,910	553,410	536,400	523,650	510,900
51～55	589,350	572,520	568,310	555,690	547,280	530,450	517,830	505,210
56～60	582,780	566,130	561,970	549,480	541,150	524,500	512,010	499,520
61～65	578,380	561,850	557,710	545,310	537,040	520,500	508,100	495,700
66～70	573,990	557,560	553,450	541,140	532,930	516,500	504,190	491,870
71～75	569,960	553,640	549,560	537,320	529,170	512,850	500,610	488,380
76～80	565,940	549,730	545,670	533,510	525,410	509,190	497,030	484,880
81～85	560,840	544,760	540,750	528,690	520,650	504,580	492,520	480,470
86～90	555,740	539,800	535,820	523,860	515,900	499,950	488,000	476,050
91人以上	550,260	534,480	530,530	518,690	510,790	495,000	483,160	471,320

エ 3.5 : 1 の職員配置を行った場合（3歳以上児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	715,480	696,330	691,540	677,180	667,610	648,460	634,100	619,730
11～15人	521,040	507,070	503,570	493,090	486,110	472,130	461,650	451,170
16～20	470,180	457,150	453,900	444,130	437,610	424,590	414,820	405,050
21～25	425,570	413,710	410,740	401,840	395,900	384,040	375,140	366,230
26～30	391,970	380,990	378,240	370,000	364,510	353,530	345,290	337,050
31～35	373,330	362,850	360,220	352,360	347,120	336,630	328,770	320,900
36～40	354,690	344,710	342,210	334,720	329,730	319,740	312,250	304,760
41～45	336,050	326,560	324,190	317,080	312,330	302,840	295,730	288,610
46～50	317,410	308,420	306,170	299,430	294,940	285,950	279,210	272,470
51～55	312,270	303,420	301,210	294,570	290,140	281,290	274,650	268,010
56～60	307,130	298,420	296,240	289,700	285,350	276,630	270,100	263,560
61～65	301,990	293,420	291,270	284,840	280,550	271,970	265,540	259,110
66～70	296,850	288,410	286,300	279,970	275,750	267,310	260,980	254,650
71～75	291,720	283,410	281,340	275,110	270,960	262,650	256,430	250,200
76～80	286,580	278,410	276,370	270,240	266,160	258,000	251,870	245,750
81～85	281,440	273,410	271,400	265,380	261,360	253,340	247,320	241,290
86～90	276,300	268,410	266,430	260,510	256,570	248,680	242,760	236,840
91人以上	271,160	263,400	261,460	255,650	251,770	244,020	238,200	232,390

オ 3：1の職員配置を行った場合（3歳以上児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	715,480	696,330	691,540	677,180	667,610	648,460	634,100	619,730
11～15人	562,470	547,290	543,490	532,110	524,520	509,340	497,950	486,570
16～20	501,240	487,310	483,830	473,380	466,420	452,490	442,040	431,590
21～25	450,430	437,840	434,690	425,240	418,950	406,360	396,910	387,470
26～30	412,680	401,090	398,200	389,510	383,710	372,130	363,440	354,750
31～35	398,180	386,980	384,170	375,770	370,160	358,950	350,550	342,140
36～40	383,690	372,860	370,150	362,030	356,610	345,780	337,660	329,530
41～45	369,190	358,740	356,130	348,290	343,060	332,610	324,770	316,930
46～50	354,690	344,620	342,100	334,550	329,510	319,430	311,880	304,320
51～55	348,930	339,010	336,540	329,100	324,140	314,220	306,780	299,340
56～60	343,170	333,410	330,970	323,650	318,760	309,000	301,680	294,350
61～65	337,410	327,800	325,400	318,200	313,390	303,780	296,580	289,370
66～70	331,650	322,200	319,840	312,750	308,020	298,570	291,480	284,390
71～75	325,890	316,600	314,270	307,300	302,650	293,350	286,380	279,400
76～80	320,130	310,990	308,710	301,850	297,280	288,130	281,280	274,420
81～85	314,370	305,390	303,140	296,400	291,900	282,920	276,180	269,440
86～90	308,610	299,780	297,570	290,950	286,530	277,700	271,080	264,450
91人以上	302,850	294,180	292,010	285,500	281,160	272,480	265,980	259,470

（４）児童心理治療施設の配置改善加算分保護単価

ア 4：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	519,280	504,680	501,040	493,410	488,980	474,390	463,440	452,500
21～25	474,640	461,200	457,830	450,520	446,190	432,740	422,660	412,580
26～30	430,000	417,700	414,630	407,620	403,390	391,090	381,870	372,650
31～35	409,070	397,350	394,420	387,600	383,440	371,710	362,920	354,120
36～40	388,150	376,990	374,210	367,570	363,490	352,330	343,960	335,590
41～45	375,320	364,500	361,790	355,200	351,110	340,290	332,170	324,040
46人以上	362,500	352,000	349,380	342,840	338,740	328,240	320,370	312,500

イ 3.5：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	549,620	534,140	530,270	521,990	517,120	501,640	490,030	478,430
21～25	500,500	486,300	482,750	474,860	470,160	455,960	445,310	434,660
26～30	451,370	438,450	435,220	427,740	423,200	410,270	400,580	390,890
31～35	428,130	415,850	412,780	405,530	401,100	388,810	379,600	370,380
36～40	404,900	393,250	390,340	383,330	379,000	367,350	358,610	349,880
41～45	390,110	378,850	376,040	369,120	364,810	353,550	345,100	336,650
46人以上	375,320	364,450	361,730	354,910	350,620	339,750	331,600	323,440

ウ 3：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	578,990	562,660	558,580	549,660	544,360	528,040	515,790	503,550
21～25	525,870	510,930	507,200	498,760	493,680	478,740	467,540	456,340
26～30	472,740	459,200	455,810	447,860	443,000	429,450	419,290	409,130
31～35	454,180	441,140	437,870	430,060	425,240	412,190	402,400	392,610
36～40	435,620	423,080	419,930	412,250	407,480	394,930	385,510	376,100
41～45	424,770	412,500	409,420	401,750	396,930	384,650	375,450	366,240
46人以上	413,920	401,920	398,920	391,240	386,390	374,380	365,380	356,380

(5) 一時保護施設の配置改善加算分保護単価

ア 5：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	14,600,240	14,211,240	14,113,990	13,822,240	13,627,730	13,238,730	12,946,980	12,655,220
6～10人	21,314,670	20,718,010	20,568,840	20,121,340	19,823,020	19,226,350	18,778,860	18,331,360
11～15	34,409,800	33,424,140	33,177,720	32,438,470	31,945,640	30,959,980	30,220,730	29,481,480
16～20	41,124,220	39,930,900	39,632,570	38,737,580	38,140,920	36,947,600	36,052,610	35,157,610
21～25	47,838,650	46,437,670	46,087,420	45,036,690	44,336,200	42,935,220	41,884,490	40,833,750
26～30	61,267,490	59,451,200	58,997,120	57,634,910	56,726,770	54,910,470	53,548,250	52,186,020
31～35	73,583,430	71,378,130	70,826,800	69,172,840	68,070,190	65,864,900	64,210,920	62,556,940
36～40	80,297,850	77,884,900	77,281,650	75,471,940	74,265,470	71,852,520	70,042,800	68,233,080
41～45	87,012,280	84,391,660	83,736,500	81,771,050	80,460,750	77,840,140	75,874,680	73,909,210
46～50	93,726,700	90,898,430	90,191,350	88,070,160	86,656,040	83,827,770	81,706,560	79,585,350
51～55	100,441,120	97,405,200	96,646,210	94,369,270	92,851,320	89,815,390	87,538,440	85,261,490
56～60	107,155,540	103,911,960	103,101,060	100,668,380	99,046,600	95,803,020	93,370,320	90,937,620
61～65	113,869,970	110,418,730	109,555,910	106,967,490	105,241,880	101,790,640	99,202,200	96,613,760
66～70	120,584,390	116,925,490	116,010,760	113,266,600	111,437,160	107,778,260	105,034,080	102,289,900

※1か所当たりの年額

イ 4.5:1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	14,600,240	14,211,240	14,113,990	13,822,240	13,627,730	13,238,730	12,946,980	12,655,220
6~10人	21,314,670	20,718,010	20,568,840	20,121,340	19,823,020	19,226,350	18,778,860	18,331,360
11~15	41,124,220	39,930,900	39,632,570	38,737,580	38,140,920	36,947,600	36,052,610	35,157,610
16~20	47,838,650	46,437,670	46,087,420	45,036,690	44,336,200	42,935,220	41,884,490	40,833,750
21~25	54,553,070	52,944,430	52,542,270	51,335,800	50,531,480	48,922,850	47,716,370	46,509,890
26~30	61,267,490	59,451,200	58,997,120	57,634,910	56,726,770	54,910,470	53,548,250	52,186,020
31~35	73,583,430	71,378,130	70,826,800	69,172,840	68,070,190	65,864,900	64,210,920	62,556,940
36~40	87,012,280	84,391,660	83,736,500	81,771,050	80,460,750	77,840,140	75,874,680	73,909,210
41~45	93,726,700	90,898,430	90,191,350	88,070,160	86,656,040	83,827,770	81,706,560	79,585,350
46~50	100,441,120	97,405,200	96,646,210	94,369,270	92,851,320	89,815,390	87,538,440	85,261,490
51~55	107,155,540	103,911,960	103,101,060	100,668,380	99,046,600	95,803,020	93,370,320	90,937,620
56~60	113,869,970	110,418,730	109,555,910	106,967,490	105,241,880	101,790,640	99,202,200	96,613,760
61~65	120,584,390	116,925,490	116,010,760	113,266,600	111,437,160	107,778,260	105,034,080	102,289,900
66~70	134,013,240	129,939,030	128,920,460	125,864,820	123,827,720	119,753,510	116,697,840	113,642,170

※1か所当たりの年額

ウ 4:1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	14,600,240	14,211,240	14,113,990	13,822,240	13,627,730	13,238,730	12,946,980	12,655,220
6~10人	28,029,090	27,224,770	27,023,690	26,420,450	26,018,300	25,213,980	24,610,740	24,007,500
11~15	41,124,220	39,930,900	39,632,570	38,737,580	38,140,920	36,947,600	36,052,610	35,157,610
16~20	47,838,650	46,437,670	46,087,420	45,036,690	44,336,200	42,935,220	41,884,490	40,833,750
21~25	61,267,490	59,451,200	58,997,120	57,634,910	56,726,770	54,910,470	53,548,250	52,186,020
26~30	67,981,920	65,957,970	65,451,970	63,934,020	62,922,050	60,898,100	59,380,130	57,862,160
31~35	80,297,850	77,884,900	77,281,650	75,471,940	74,265,470	71,852,520	70,042,800	68,233,080
36~40	93,726,700	90,898,430	90,191,350	88,070,160	86,656,040	83,827,770	81,706,560	79,585,350
41~45	100,441,120	97,405,200	96,646,210	94,369,270	92,851,320	89,815,390	87,538,440	85,261,490
46~50	107,155,540	103,911,960	103,101,060	100,668,380	99,046,600	95,803,020	93,370,320	90,937,620
51~55	113,869,970	110,418,730	109,555,910	106,967,490	105,241,880	101,790,640	99,202,200	96,613,760
56~60	127,298,810	123,432,260	122,465,610	119,565,710	117,632,440	113,765,890	110,865,960	107,966,040
61~65	134,013,240	129,939,030	128,920,460	125,864,820	123,827,720	119,753,510	116,697,840	113,642,170
66~70	140,727,660	136,445,790	135,375,310	132,163,930	130,023,000	125,741,140	122,529,720	119,318,310

※1か所当たりの年額

エ 3 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	21,314,670	20,718,010	20,568,840	20,121,340	19,823,020	19,226,350	18,778,860	18,331,360
6～10人	28,029,090	27,224,770	27,023,690	26,420,450	26,018,300	25,213,980	24,610,740	24,007,500
11～15	47,838,650	46,437,670	46,087,420	45,036,690	44,336,200	42,935,220	41,884,490	40,833,750
16～20	61,267,490	59,451,200	58,997,120	57,634,910	56,726,770	54,910,470	53,548,250	52,186,020
21～25	67,981,920	65,957,970	65,451,970	63,934,020	62,922,050	60,898,100	59,380,130	57,862,160
26～30	81,410,760	78,971,500	78,361,670	76,532,230	75,312,610	72,873,340	71,043,890	69,214,430
31～35	100,441,120	97,405,200	96,646,210	94,369,270	92,851,320	89,815,390	87,538,440	85,261,490
36～40	107,155,540	103,911,960	103,101,060	100,668,380	99,046,600	95,803,020	93,370,320	90,937,620
41～45	120,584,390	116,925,490	116,010,760	113,266,600	111,437,160	107,778,260	105,034,080	102,289,900
46～50	134,013,240	129,939,030	128,920,460	125,864,820	123,827,720	119,753,510	116,697,840	113,642,170
51～55	140,727,660	136,445,790	135,375,310	132,163,930	130,023,000	125,741,140	122,529,720	119,318,310
56～60	154,156,510	149,459,320	148,285,010	144,762,140	142,413,560	137,716,380	134,193,480	130,670,580
61～65	167,585,350	162,472,860	161,194,720	157,360,360	154,804,130	149,691,630	145,857,240	142,022,860
66～70	174,299,770	168,979,620	167,649,570	163,659,470	160,999,410	155,679,260	151,689,120	147,698,990

※1か所当たりの年額

オ 2 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	28,029,090	27,224,770	27,023,690	26,420,450	26,018,300	25,213,980	24,610,740	24,007,500
6～10人	41,457,940	40,238,300	39,933,390	39,018,670	38,408,860	37,189,230	36,274,500	35,359,770
11～15	67,981,920	65,957,970	65,451,970	63,934,020	62,922,050	60,898,100	59,380,130	57,862,160
16～20	81,410,760	78,971,500	78,361,670	76,532,230	75,312,610	72,873,340	71,043,890	69,214,430
21～25	101,554,030	98,491,800	97,726,230	95,429,560	93,898,450	90,836,220	88,539,530	86,242,850
26～30	114,982,880	111,505,330	110,635,930	108,027,780	106,289,010	102,811,460	100,203,290	97,595,120
31～35	140,727,660	136,445,790	135,375,310	132,163,930	130,023,000	125,741,140	122,529,720	119,318,310
36～40	154,156,510	149,459,320	148,285,010	144,762,140	142,413,560	137,716,380	134,193,480	130,670,580
41～45	174,299,770	168,979,620	167,649,570	163,659,470	160,999,410	155,679,260	151,689,120	147,698,990
46～50	187,728,620	181,993,150	180,559,270	176,257,690	173,389,970	167,654,500	163,352,880	159,051,270
51～55	207,871,890	201,513,450	199,923,820	195,155,020	191,975,810	185,617,380	180,848,520	176,079,680
56～60	221,300,740	214,526,980	212,833,520	207,753,230	204,366,370	197,592,620	192,512,280	187,431,950
61～65	241,444,000	234,047,280	232,198,080	226,650,560	222,952,220	215,555,500	210,007,920	204,460,360
66～70	254,872,850	247,060,810	245,107,780	239,248,780	235,342,780	227,530,740	221,671,680	215,812,640

※1か所当たりの年額

(6) 児童養護施設の乳児加算分保護単価（現員1人につき）

地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
(5.5:1)※1	円	円	円	円	円	円	円	円
※2								
1.6:1	281,880	273,650	271,590	265,420	261,300	253,070	246,900	240,720
1.5:1	310,070	301,020	298,750	291,960	287,430	278,380	271,590	264,800
1.4:1	344,520	334,460	331,950	324,400	319,370	309,310	301,760	294,220
1.3:1	364,790	354,140	351,470	343,480	338,160	327,500	319,510	311,530
(5:1)※1								
※2								
1.6:1	269,630	261,750	259,780	253,880	249,940	242,070	236,160	230,260
1.5:1	295,310	286,680	284,530	278,060	273,750	265,120	258,650	252,190
1.4:1	326,390	316,860	314,480	307,330	302,560	293,030	285,880	278,730
1.3:1	364,790	354,140	351,470	343,480	338,160	327,500	319,510	311,530
(4.5:1)※1								
※2								
1.6:1	258,390	250,850	248,960	243,300	239,530	231,980	226,320	220,660
1.5:1	281,880	273,650	271,590	265,420	261,300	253,070	246,900	240,720
1.4:1	310,070	301,020	298,750	291,960	287,430	278,380	271,590	264,800
1.3:1	344,520	334,460	331,950	324,400	319,370	309,310	301,760	294,220
(4:1)※1								
※2								
1.6:1	238,520	231,550	229,810	224,580	221,100	214,140	208,910	203,690
1.5:1	258,390	250,850	248,960	243,300	239,530	231,980	226,320	220,660
1.4:1	295,310	286,680	284,530	278,060	273,750	265,120	258,650	252,190
1.3:1	326,390	316,860	314,480	307,330	302,560	293,030	285,880	278,730

※1 少年に対する職員配置状況

※2 乳児に対する職員配置状況

※3 ※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。

(7) 児童養護施設の1歳児加算分保護単価(現員1人につき)

地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
(5.5:1) ※1	円	円	円	円	円	円	円	円
※2								
1.6:1	265,810	258,140	256,220	250,470	246,630	238,960	238,960	227,450
1.5:1	292,390	283,950	281,840	275,520	271,300	262,860	256,530	250,200
1.4:1	324,880	315,500	313,160	306,130	301,440	292,060	285,030	278,000
1.3:1	343,990	334,060	331,580	324,140	319,170	309,240	301,800	294,350
(5:1) ※1								
※2								
1.6:1	254,250	246,920	245,080	239,580	235,910	228,570	228,570	217,560
1.5:1	278,470	270,430	268,420	262,400	258,380	250,340	244,310	238,280
1.4:1	307,780	298,900	296,680	290,020	285,570	276,690	270,030	263,370
1.3:1	343,990	334,060	331,580	324,140	319,170	309,240	301,800	294,350
(4.5:1) ※1								
※2								
1.6:1	243,660	236,630	234,870	229,600	226,080	219,050	219,050	208,500
1.5:1	265,810	258,140	256,220	250,470	246,630	238,960	233,210	227,450
1.4:1	292,390	283,950	281,840	275,520	271,300	262,860	256,530	250,200
1.3:1	324,880	315,500	313,160	306,130	301,440	292,060	285,030	278,000
(4:1) ※1								
※2								
1.6:1	224,920	218,430	216,800	211,930	208,690	202,200	202,200	192,460
1.5:1	243,660	236,630	234,870	229,600	226,080	219,050	213,770	208,500
1.4:1	278,470	270,430	268,420	262,400	258,380	250,340	244,310	238,280
1.3:1	307,780	298,900	296,680	290,020	285,570	276,690	270,030	263,370

※1 少年に対する職員配置状況

※2 1歳児に対する職員配置状況

※3 ※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。

(8) 児童養護施設の2歳児加算分保護単価(現員1人につき)

地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
(5.5:1)※	188,640	183,190	181,830	177,750	175,030	169,580	165,500	161,420
(5:1)※	177,210	172,090	170,810	166,980	164,420	159,310	155,470	151,630
(4.5:1)※	162,440	157,750	156,580	153,060	150,720	146,030	142,510	139,000
(4:1)※	146,190	141,970	140,920	137,760	135,650	131,430	128,260	125,100

※ 少年に対する職員配置状況

(9) 児童養護施設の年少児加算分保護単価(現員1人につき)

地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
(5.5:1)※ ₁	円	円	円	円	円	円	円	円
※ ₂	4:1	40,050	38,890	38,600	37,740	37,160	36,000	35,140
	3.5:1	60,910	59,150	58,710	57,400	56,520	54,760	53,440
	3:1	88,600	86,040	85,400	83,490	82,210	79,650	77,730
(5:1)※ ₁	4:1	29,240	28,390	28,180	27,550	27,130	26,280	25,650
	3.5:1	50,410	48,950	48,590	47,500	46,770	45,320	44,230
	3:1	77,970	75,720	75,160	73,470	72,340	70,090	68,400
(4.5:1)※ ₁	4:1	16,240	15,770	15,650	15,300	15,070	14,600	14,250
	3.5:1	37,240	36,170	35,900	35,090	34,560	33,480	32,670
	3:1	64,970	63,100	62,630	61,220	60,280	58,410	57,000
(4:1)※ ₁	3.5:1	20,880	20,280	20,130	19,680	19,370	18,770	18,320
	3:1	48,730	47,320	46,970	45,920	45,210	43,810	42,750

※₁ 少年に対する職員配置状況

※₂ 3歳以上児に対する職員配置状況

※₃ ※₂の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。

(10) 里親支援専門相談員加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	31,780	30,870	30,640	29,950	29,500	28,580	27,900	27,210
21～25人	25,420	24,690	24,510	23,960	23,600	22,860	22,320	21,770
26～30	21,190	20,580	20,420	19,970	19,660	19,050	18,600	18,140
31～35	18,160	17,640	17,510	17,110	16,850	16,330	15,940	15,550
36～40	15,890	15,430	15,320	14,970	14,750	14,290	13,950	13,600
41～45	14,120	13,720	13,610	13,310	13,110	12,700	12,400	12,090
46～50	12,710	12,340	12,250	11,980	11,800	11,430	11,160	10,880
51～55	11,550	11,220	11,140	10,890	10,720	10,390	10,140	9,890
56～60	10,590	10,290	10,210	9,980	9,830	9,520	9,300	9,070
61～65	9,780	9,490	9,420	9,210	9,070	8,790	8,580	8,370
66～70	9,080	8,820	8,750	8,550	8,420	8,160	7,970	7,770
71～75	8,470	8,230	8,170	7,980	7,860	7,620	7,440	7,250
76～80	7,940	7,710	7,660	7,480	7,370	7,140	6,970	6,800
81～85	7,470	7,260	7,210	7,040	6,940	6,720	6,560	6,400
86～90	7,060	6,860	6,810	6,650	6,550	6,350	6,200	6,040
91～95	6,690	6,490	6,450	6,300	6,210	6,010	5,870	5,730
96～100	6,350	6,170	6,120	5,990	5,900	5,710	5,580	5,440
101～105	6,050	5,880	5,830	5,700	5,610	5,440	5,310	5,180
106～110	5,770	5,610	5,570	5,440	5,360	5,190	5,070	4,940
111～115	5,520	5,360	5,320	5,210	5,130	4,970	4,850	4,730
116～120	5,290	5,140	5,100	4,990	4,910	4,760	4,650	4,530
121～125	5,080	4,940	4,900	4,790	4,720	4,570	4,460	4,350
126～130	4,890	4,750	4,710	4,600	4,530	4,390	4,290	4,180
131～135	4,700	4,570	4,540	4,430	4,370	4,230	4,130	4,030
136～140	4,540	4,410	4,370	4,280	4,210	4,080	3,980	3,880
141～145	4,380	4,250	4,220	4,130	4,060	3,940	3,840	3,750
146～150	4,230	4,110	4,080	3,990	3,930	3,810	3,720	3,620
151人以上	4,100	3,980	3,950	3,860	3,800	3,680	3,600	3,510

イ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	63,570	61,740	61,280	59,910	59,000	57,170	55,800	54,430
11～15人	42,380	41,160	40,850	39,940	39,330	38,110	37,200	36,280
16～20	31,780	30,870	30,640	29,950	29,500	28,580	27,900	27,210
21～25	25,420	24,690	24,510	23,960	23,600	22,860	22,320	21,770
26～30	21,190	20,580	20,420	19,970	19,660	19,050	18,600	18,140
31～35	18,160	17,640	17,510	17,110	16,850	16,330	15,940	15,550
36～40	15,890	15,430	15,320	14,970	14,750	14,290	13,950	13,600
41～45	14,120	13,720	13,610	13,310	13,110	12,700	12,400	12,090
46～50	12,710	12,340	12,250	11,980	11,800	11,430	11,160	10,880
51～55	11,550	11,220	11,140	10,890	10,720	10,390	10,140	9,890
56～60	10,590	10,290	10,210	9,980	9,830	9,520	9,300	9,070
61～65	9,780	9,490	9,420	9,210	9,070	8,790	8,580	8,370
66～70	9,080	8,820	8,750	8,550	8,420	8,160	7,970	7,770
71～75	8,470	8,230	8,170	7,980	7,860	7,620	7,440	7,250
76～80	7,940	7,710	7,660	7,480	7,370	7,140	6,970	6,800
81～85	7,470	7,260	7,210	7,040	6,940	6,720	6,560	6,400
86～90	7,060	6,860	6,810	6,650	6,550	6,350	6,200	6,040
91人以上	6,690	6,490	6,450	6,300	6,210	6,010	5,870	5,730

(11) 心理療法担当職員加算分保護単価（常勤単価）

ア 児童養護施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	31,390	30,470	30,240	29,560	29,100	28,190	27,500	26,820
21～25人	25,110	24,380	24,190	23,650	23,280	22,550	22,000	21,450
26～30	20,920	20,310	20,160	19,700	19,400	18,790	18,330	17,880
31～35	17,930	17,410	17,280	16,890	16,630	16,100	15,710	15,320
36～40	15,690	15,230	15,120	14,780	14,550	14,090	13,750	13,410
41～45	13,950	13,540	13,440	13,130	12,930	12,530	12,220	11,920
46～50	12,550	12,190	12,090	11,820	11,640	11,270	11,000	10,720
51～55	11,410	11,080	10,990	10,750	10,580	10,250	10,000	9,750
56～60	10,460	10,150	10,080	9,850	9,700	9,390	9,160	8,940
61～65	9,650	9,370	9,300	9,090	8,950	8,670	8,460	8,250
66～70	8,960	8,700	8,640	8,440	8,310	8,050	7,850	7,660
71～75	8,370	8,120	8,060	7,880	7,760	7,510	7,330	7,150
76～80	7,840	7,610	7,560	7,390	7,270	7,040	6,870	6,700
81～85	7,380	7,170	7,110	6,950	6,840	6,630	6,470	6,310
86～90	6,970	6,770	6,720	6,560	6,460	6,260	6,110	5,960
91～95	6,600	6,410	6,360	6,220	6,120	5,930	5,790	5,640
96～100	6,270	6,090	6,050	5,910	5,820	5,630	5,500	5,360
101～105	5,970	5,800	5,760	5,630	5,540	5,370	5,230	5,100
106～110	5,700	5,540	5,500	5,370	5,290	5,120	5,000	4,870
111～115	5,450	5,300	5,260	5,140	5,060	4,900	4,780	4,660
116～120	5,230	5,070	5,040	4,920	4,850	4,690	4,580	4,470
121～125	5,020	4,870	4,840	4,730	4,650	4,510	4,400	4,290
126～130	4,820	4,680	4,650	4,540	4,470	4,330	4,230	4,120
131～135	4,650	4,510	4,480	4,380	4,310	4,170	4,070	3,970
136～140	4,480	4,350	4,320	4,220	4,150	4,020	3,920	3,830
141～145	4,330	4,200	4,170	4,070	4,010	3,880	3,790	3,690
146～150	4,180	4,060	4,030	3,940	3,880	3,750	3,660	3,570
151人以上	4,050	3,930	3,900	3,810	3,750	3,630	3,540	3,460

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	20,920	20,310	20,160	19,700	19,400	18,790	18,330	17,880
31～35人	17,930	17,410	17,280	16,890	16,630	16,100	15,710	15,320
36～40	15,690	15,230	15,120	14,780	14,550	14,090	13,750	13,410
41～45	13,950	13,540	13,440	13,130	12,930	12,530	12,220	11,920
46～50	12,550	12,190	12,090	11,820	11,640	11,270	11,000	10,720
51～55	11,410	11,080	10,990	10,750	10,580	10,250	10,000	9,750
56～60	10,460	10,150	10,080	9,850	9,700	9,390	9,160	8,940
61～65	9,650	9,370	9,300	9,090	8,950	8,670	8,460	8,250
66～70	8,960	8,700	8,640	8,440	8,310	8,050	7,850	7,660
71～75	8,370	8,120	8,060	7,880	7,760	7,510	7,330	7,150
76～80	7,840	7,610	7,560	7,390	7,270	7,040	6,870	6,700
81～85	7,380	7,170	7,110	6,950	6,840	6,630	6,470	6,310
86～90	6,970	6,770	6,720	6,560	6,460	6,260	6,110	5,960
91～95	6,600	6,410	6,360	6,220	6,120	5,930	5,790	5,640
96～100	6,270	6,090	6,050	5,910	5,820	5,630	5,500	5,360
101～105	5,970	5,800	5,760	5,630	5,540	5,370	5,230	5,100
106～110	5,700	5,540	5,500	5,370	5,290	5,120	5,000	4,870
111～115	5,450	5,300	5,260	5,140	5,060	4,900	4,780	4,660
116～120	5,230	5,070	5,040	4,920	4,850	4,690	4,580	4,470
121～125	5,020	4,870	4,840	4,730	4,650	4,510	4,400	4,290
126～130	4,820	4,680	4,650	4,540	4,470	4,330	4,230	4,120
131～135	4,650	4,510	4,480	4,380	4,310	4,170	4,070	3,970
136～140	4,480	4,350	4,320	4,220	4,150	4,020	3,920	3,830
141～145	4,330	4,200	4,170	4,070	4,010	3,880	3,790	3,690
146～150	4,180	4,060	4,030	3,940	3,880	3,750	3,660	3,570
151人以上	4,050	3,930	3,900	3,810	3,750	3,630	3,540	3,460

ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	62,780	60,950	60,490	59,120	58,210	56,380	55,010	53,640
11～15人	41,850	40,630	40,330	39,410	38,800	37,580	36,670	35,760
16～20	31,390	30,470	30,240	29,560	29,100	28,190	27,500	26,820
21～25	25,110	24,380	24,190	23,650	23,280	22,550	22,000	21,450
26～30	20,920	20,310	20,160	19,700	19,400	18,790	18,330	17,880
31～35	17,930	17,410	17,280	16,890	16,630	16,100	15,710	15,320
36～40	15,690	15,230	15,120	14,780	14,550	14,090	13,750	13,410
41～45	13,950	13,540	13,440	13,130	12,930	12,530	12,220	11,920
46～50	12,550	12,190	12,090	11,820	11,640	11,270	11,000	10,720
51～55	11,410	11,080	10,990	10,750	10,580	10,250	10,000	9,750
56～60	10,460	10,150	10,080	9,850	9,700	9,390	9,160	8,940
61～65	9,650	9,370	9,300	9,090	8,950	8,670	8,460	8,250
66～70	8,960	8,700	8,640	8,440	8,310	8,050	7,850	7,660
71～75	8,370	8,120	8,060	7,880	7,760	7,510	7,330	7,150
76～80	7,840	7,610	7,560	7,390	7,270	7,040	6,870	6,700
81～85	7,380	7,170	7,110	6,950	6,840	6,630	6,470	6,310
86～90	6,970	6,770	6,720	6,560	6,460	6,260	6,110	5,960
91人以上	6,600	6,410	6,360	6,220	6,120	5,930	5,790	5,640

エ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	31,390	30,470	30,240	29,560	29,100	28,190	27,500	26,820
21～25人	25,110	24,380	24,190	23,650	23,280	22,550	22,000	21,450
26～30	20,920	20,310	20,160	19,700	19,400	18,790	18,330	17,880
31～35	17,930	17,410	17,280	16,890	16,630	16,100	15,710	15,320
36～40	15,690	15,230	15,120	14,780	14,550	14,090	13,750	13,410
41～45	13,950	13,540	13,440	13,130	12,930	12,530	12,220	11,920
46人以上	12,550	12,190	12,090	11,820	11,640	11,270	11,000	10,720

オ 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	41,850	40,630	40,330	39,410	38,800	37,580	36,670	35,760
11～20世帯	31,390	30,470	30,240	29,560	29,100	28,190	27,500	26,820
21～30	20,920	20,310	20,160	19,700	19,400	18,790	18,330	17,880
31～40	15,690	15,230	15,120	14,780	14,550	14,090	13,750	13,410
41～50	12,550	12,190	12,090	11,820	11,640	11,270	11,000	10,720
51世帯以上	10,460	10,150	10,080	9,850	9,700	9,390	9,160	8,940

(12) 個別対応職員加算分保護単価

ア 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員								
1人につき	円 69,750	円 67,720	円 67,210	円 65,690	円 64,670	円 62,640	円 61,120	円 59,600

イ 母子生活支援施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員								
10世帯まで	円 41,850	円 40,630	円 40,330	円 39,410	円 38,800	円 37,580	円 36,670	円 35,760
11～20世帯	31,390	30,470	30,240	29,560	29,100	28,190	27,500	26,820
21～30	20,920	20,310	20,160	19,700	19,400	18,790	18,330	17,880
31～40	15,690	15,230	15,120	14,780	14,550	14,090	13,750	13,410
41～50	12,550	12,190	12,090	11,820	11,640	11,270	11,000	10,720
51世帯以上	10,460	10,150	10,080	9,850	9,700	9,390	9,160	8,940

ウ 児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅰ型に限る。）

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員								
6人まで	円 104,630	円 101,580	円 100,820	円 98,540	円 97,010	円 93,970	円 91,680	円 89,400
7～9人	69,750	67,720	67,210	65,690	64,670	62,640	61,120	59,600
10～12	52,310	50,790	50,410	49,270	48,500	46,980	45,840	44,700
13～15	41,850	40,630	40,330	39,410	38,800	37,580	36,670	35,760
16～18	34,870	33,860	33,600	32,840	32,340	31,320	30,560	29,800
19人以上	33,040	32,080	31,840	31,110	30,630	29,670	28,950	28,230

エ ファミリーホーム

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
現員								
1施設当たり	円 627,820	円 609,530	円 604,960	円 591,250	円 582,110	円 563,820	円 550,110	円 536,400

(13) 個別対応職員加算（Ⅱ）分保護単価

ア 児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅰ型に限る。）

定員	月額
	円
1施設当たり	360,581

イ ファミリーホーム

定員	月額
	円
1施設当たり	360,581

(14) 職業指導員加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	28,730	27,910	27,700	27,080	26,660	25,840	25,220	24,600
21～25人	22,990	22,320	22,160	21,660	21,330	20,670	20,170	19,680
26～30	19,150	18,600	18,460	18,050	17,780	17,220	16,810	16,400
31～35	16,420	15,940	15,830	15,470	15,240	14,760	14,410	14,050
36～40	14,360	13,950	13,850	13,540	13,330	12,920	12,610	12,300
41～45	12,770	12,400	12,310	12,030	11,850	11,480	11,200	10,930
46～50	11,490	11,160	11,080	10,830	10,660	10,330	10,080	9,840
51～55	10,450	10,140	10,070	9,840	9,690	9,390	9,170	8,940
56～60	9,570	9,300	9,230	9,020	8,890	8,610	8,400	8,200
61～65	8,840	8,580	8,520	8,330	8,200	7,950	7,760	7,560
66～70	8,210	7,970	7,910	7,730	7,620	7,380	7,200	7,020
71～75	7,660	7,440	7,380	7,220	7,110	6,890	6,720	6,560
76～80	7,180	6,970	6,920	6,770	6,660	6,460	6,300	6,150
81～85	6,760	6,560	6,510	6,370	6,270	6,080	5,930	5,780
86～90	6,380	6,200	6,150	6,010	5,920	5,740	5,600	5,460
91～95	6,050	5,870	5,830	5,700	5,610	5,440	5,310	5,170
96～100	5,740	5,580	5,540	5,410	5,330	5,160	5,040	4,920
101～105	5,470	5,310	5,270	5,150	5,080	4,920	4,800	4,680
106～110	5,220	5,070	5,030	4,920	4,840	4,690	4,580	4,470
111～115	4,990	4,850	4,810	4,710	4,630	4,490	4,380	4,270
116～120	4,790	4,650	4,610	4,510	4,440	4,300	4,200	4,100
121～125	4,590	4,460	4,430	4,330	4,260	4,130	4,030	3,930
126～130	4,420	4,290	4,260	4,160	4,100	3,970	3,880	3,780
131～135	4,250	4,130	4,100	4,010	3,950	3,820	3,730	3,640
136～140	4,100	3,980	3,950	3,860	3,810	3,690	3,600	3,510
141～145	3,960	3,850	3,820	3,730	3,670	3,560	3,470	3,390
146～150	3,830	3,720	3,690	3,610	3,550	3,440	3,360	3,280
151人以上	3,700	3,600	3,570	3,490	3,440	3,330	3,250	3,170

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	20,090	19,510	19,360	18,920	18,630	18,050	17,610	17,170
31～35人	17,220	16,720	16,600	16,220	15,970	15,470	15,090	14,720
36～40	15,070	14,630	14,520	14,190	13,970	13,530	13,200	12,880
41～45	13,390	13,000	12,910	12,610	12,420	12,030	11,740	11,440
46～50	12,050	11,700	11,620	11,350	11,180	10,830	10,560	10,300
51～55	10,960	10,640	10,560	10,320	10,160	9,840	9,600	9,360
56～60	10,040	9,750	9,680	9,460	9,310	9,020	8,800	8,580
61～65	9,270	9,000	8,930	8,730	8,600	8,330	8,120	7,920
66～70	8,610	8,360	8,300	8,110	7,980	7,730	7,540	7,360
71～75	8,030	7,800	7,740	7,570	7,450	7,220	7,040	6,860
76～80	7,530	7,310	7,260	7,090	6,980	6,760	6,600	6,440
81～85	7,090	6,880	6,830	6,680	6,570	6,370	6,210	6,060
86～90	6,690	6,500	6,450	6,300	6,210	6,010	5,870	5,720
91～95	6,340	6,160	6,110	5,970	5,880	5,700	5,560	5,420
96～100	6,020	5,850	5,810	5,670	5,590	5,410	5,280	5,150
101～105	5,740	5,570	5,530	5,400	5,320	5,150	5,030	4,900
106～110	5,480	5,320	5,280	5,160	5,080	4,920	4,800	4,680
111～115	5,240	5,090	5,050	4,930	4,860	4,700	4,590	4,480
116～120	5,020	4,870	4,840	4,730	4,650	4,510	4,400	4,290
121～125	4,820	4,680	4,640	4,540	4,470	4,330	4,220	4,120
126～130	4,630	4,500	4,460	4,360	4,300	4,160	4,060	3,960
131～135	4,460	4,330	4,300	4,200	4,140	4,010	3,910	3,810
136～140	4,300	4,180	4,150	4,050	3,990	3,860	3,770	3,680
141～145	4,150	4,030	4,000	3,910	3,850	3,730	3,640	3,550
146～150	4,020	3,900	3,870	3,780	3,720	3,610	3,520	3,430
151人以上	3,890	3,770	3,740	3,660	3,600	3,490	3,400	3,320

(15) 看護師加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	28,230	27,330	27,100	26,420	25,970	25,060	24,380	23,700
21～25人	22,580	21,860	21,680	21,140	20,770	20,050	19,510	18,960
26～30	18,820	18,220	18,070	17,610	17,310	16,710	16,250	15,800
31～35	16,130	15,610	15,480	15,100	14,840	14,320	13,930	13,540
36～40	14,110	13,660	13,550	13,210	12,980	12,530	12,190	11,850
41～45	12,550	12,140	12,040	11,740	11,540	11,140	10,830	10,530
46～50	11,290	10,930	10,840	10,570	10,380	10,020	9,750	9,480
51～55	10,260	9,930	9,850	9,600	9,440	9,110	8,860	8,620
56～60	9,410	9,110	9,030	8,800	8,650	8,350	8,120	7,900
61～65	8,680	8,410	8,340	8,130	7,990	7,710	7,500	7,290
66～70	8,060	7,800	7,740	7,550	7,420	7,160	6,960	6,770
71～75	7,530	7,280	7,220	7,040	6,920	6,680	6,500	6,320
76～80	7,050	6,830	6,770	6,600	6,490	6,260	6,090	5,920
81～85	6,640	6,430	6,370	6,210	6,110	5,890	5,730	5,570
86～90	6,270	6,070	6,020	5,870	5,770	5,570	5,420	5,260
91～95	5,940	5,750	5,700	5,560	5,460	5,270	5,130	4,990
96～100	5,640	5,460	5,420	5,280	5,190	5,010	4,870	4,740
101～105	5,370	5,200	5,160	5,030	4,940	4,770	4,640	4,510
106～110	5,130	4,960	4,920	4,800	4,720	4,550	4,430	4,310
111～115	4,910	4,750	4,710	4,590	4,510	4,360	4,240	4,120
116～120	4,700	4,550	4,510	4,400	4,320	4,170	4,060	3,950
121～125	4,510	4,370	4,330	4,220	4,150	4,010	3,900	3,790
126～130	4,340	4,200	4,170	4,060	3,990	3,850	3,750	3,640
131～135	4,180	4,040	4,010	3,910	3,840	3,710	3,610	3,510
136～140	4,030	3,900	3,870	3,770	3,710	3,580	3,480	3,380
141～145	3,890	3,770	3,730	3,640	3,580	3,450	3,360	3,270
146～150	3,760	3,640	3,610	3,520	3,460	3,340	3,250	3,160
151人以上	3,640	3,520	3,490	3,410	3,350	3,230	3,140	3,050

(16) 母子生活支援施設保育士加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	38,310	37,210	36,930	36,110	35,550	34,450	33,620	32,800
11～20世帯	28,730	27,910	27,700	27,080	26,660	25,840	25,220	24,600
21～30	19,150	18,600	18,460	18,050	17,780	17,220	16,810	16,400
31～40	17,240	16,740	16,620	16,250	16,000	15,500	15,130	14,760
41～50	15,320	14,880	14,770	14,440	14,220	13,780	13,450	13,120
51世帯以上	13,410	13,020	12,920	12,630	12,440	12,050	11,770	11,480

(17) 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯	62,970	61,070	60,600	59,180	58,230	56,330	54,910	53,480
20世帯	31,480	30,530	30,300	29,590	29,110	28,160	27,450	26,740
30世帯	20,990	20,360	20,200	19,720	19,410	18,770	18,300	17,820
31～40	15,740	15,270	15,150	14,790	14,550	14,080	13,720	13,370
41～50	12,590	12,210	12,120	11,830	11,640	11,260	10,980	10,690
51世帯以上	10,490	10,180	10,100	9,860	9,700	9,380	9,150	8,910

(18) 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯	60,840	59,010	58,560	57,180	56,270	54,440	53,070	51,700
11～20	30,420	29,500	29,280	28,590	28,130	27,220	26,530	25,850
21～30	20,280	19,670	19,520	19,060	18,750	18,140	17,690	17,230
31～40	15,210	14,750	14,640	14,290	14,060	13,610	13,260	12,920
41～50	13,690	13,270	13,170	12,860	12,660	12,250	11,940	11,630
51世帯以上	12,160	11,800	11,710	11,430	11,250	10,890	10,610	10,340

(19) 小規模グループケア加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	37,190	36,280	36,050	35,360	34,900	33,990	33,300	32,620
21～25人	29,750	29,020	28,840	28,290	27,920	27,190	26,640	26,090
26～30	24,790	24,180	24,030	23,570	23,270	22,660	22,200	21,740
31～35	21,250	20,730	20,600	20,200	19,940	19,420	19,030	18,640
36～40	18,590	18,140	18,020	17,680	17,450	16,990	16,650	16,310
41～45	16,530	16,120	16,020	15,710	15,510	15,100	14,800	14,490
46～50	14,870	14,510	14,420	14,140	13,960	13,590	13,320	13,040
51～55	13,520	13,190	13,100	12,860	12,690	12,360	12,110	11,860
56～60	12,390	12,090	12,010	11,780	11,630	11,330	11,100	10,870
61～65	11,440	11,160	11,090	10,880	10,740	10,460	10,240	10,030
66～70	10,620	10,360	10,300	10,100	9,970	9,710	9,510	9,320
71～75	9,910	9,670	9,610	9,430	9,300	9,060	8,880	8,700
76～80	9,290	9,070	9,010	8,840	8,720	8,490	8,320	8,150
81～85	8,750	8,530	8,480	8,320	8,210	7,990	7,830	7,670
86～90	8,260	8,060	8,010	7,850	7,750	7,550	7,400	7,250
91～95	7,830	7,630	7,590	7,440	7,340	7,150	7,010	6,860
96～100	7,430	7,250	7,210	7,070	6,980	6,790	6,660	6,520
101～105	7,080	6,910	6,860	6,730	6,640	6,470	6,340	6,210
106～110	6,760	6,590	6,550	6,430	6,340	6,180	6,050	5,930
111～115	6,460	6,300	6,270	6,150	6,070	5,910	5,790	5,670
116～120	6,190	6,040	6,000	5,890	5,810	5,660	5,550	5,430
121～125	5,950	5,800	5,760	5,650	5,580	5,440	5,330	5,220
126～130	5,720	5,580	5,540	5,440	5,370	5,230	5,120	5,010
131～135	5,510	5,370	5,340	5,240	5,170	5,030	4,930	4,830
136～140	5,310	5,180	5,150	5,050	4,980	4,850	4,750	4,660
141～145	5,130	5,000	4,970	4,870	4,810	4,680	4,590	4,490
146～150	4,950	4,830	4,800	4,710	4,650	4,530	4,440	4,350
151人以上	4,790	4,680	4,650	4,560	4,500	4,380	4,290	4,210

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	24,790	24,180	24,030	23,570	23,270	22,660	22,200	21,740
31～35人	21,250	20,730	20,600	20,200	19,940	19,420	19,030	18,640
36～40	18,590	18,140	18,020	17,680	17,450	16,990	16,650	16,310
41～45	16,530	16,120	16,020	15,710	15,510	15,100	14,800	14,490
46～50	14,870	14,510	14,420	14,140	13,960	13,590	13,320	13,040
51～55	13,520	13,190	13,100	12,860	12,690	12,360	12,110	11,860
56～60	12,390	12,090	12,010	11,780	11,630	11,330	11,100	10,870
61～65	11,440	11,160	11,090	10,880	10,740	10,460	10,240	10,030
66～70	10,620	10,360	10,300	10,100	9,970	9,710	9,510	9,320
71～75	9,910	9,670	9,610	9,430	9,300	9,060	8,880	8,700
76～80	9,290	9,070	9,010	8,840	8,720	8,490	8,320	8,150
81～85	8,750	8,530	8,480	8,320	8,210	7,990	7,830	7,670
86～90	8,260	8,060	8,010	7,850	7,750	7,550	7,400	7,250
91～95	7,830	7,630	7,590	7,440	7,340	7,150	7,010	6,860
96～100	7,430	7,250	7,210	7,070	6,980	6,790	6,660	6,520
101～105	7,080	6,910	6,860	6,730	6,640	6,470	6,340	6,210
106～110	6,760	6,590	6,550	6,430	6,340	6,180	6,050	5,930
111～115	6,460	6,300	6,270	6,150	6,070	5,910	5,790	5,670
116～120	6,190	6,040	6,000	5,890	5,810	5,660	5,550	5,430
121～125	5,950	5,800	5,760	5,650	5,580	5,440	5,330	5,220
126～130	5,720	5,580	5,540	5,440	5,370	5,230	5,120	5,010
131～135	5,510	5,370	5,340	5,240	5,170	5,030	4,930	4,830
136～140	5,310	5,180	5,150	5,050	4,980	4,850	4,750	4,660
141～145	5,130	5,000	4,970	4,870	4,810	4,680	4,590	4,490
146～150	4,950	4,830	4,800	4,710	4,650	4,530	4,440	4,350
151人以上	4,790	4,680	4,650	4,560	4,500	4,380	4,290	4,210

ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	74,380	72,560	72,100	70,730	69,810	67,980	66,610	65,240
11～15人	49,590	48,370	48,060	47,150	46,540	45,320	44,410	43,490
16～20	37,190	36,280	36,050	35,360	34,900	33,990	33,300	32,620
21～25	29,750	29,020	28,840	28,290	27,920	27,190	26,640	26,090
26～30	24,790	24,180	24,030	23,570	23,270	22,660	22,200	21,740
31～35	21,250	20,730	20,600	20,200	19,940	19,420	19,030	18,640
36～40	18,590	18,140	18,020	17,680	17,450	16,990	16,650	16,310
41～45	16,530	16,120	16,020	15,710	15,510	15,100	14,800	14,490
46～50	14,870	14,510	14,420	14,140	13,960	13,590	13,320	13,040
51～55	13,520	13,190	13,100	12,860	12,690	12,360	12,110	11,860
56～60	12,390	12,090	12,010	11,780	11,630	11,330	11,100	10,870
61～65	11,440	11,160	11,090	10,880	10,740	10,460	10,240	10,030
66～70	10,620	10,360	10,300	10,100	9,970	9,710	9,510	9,320
71～75	9,910	9,670	9,610	9,430	9,300	9,060	8,880	8,700
76～80	9,290	9,070	9,010	8,840	8,720	8,490	8,320	8,150
81～85	8,750	8,530	8,480	8,320	8,210	7,990	7,830	7,670
86～90	8,260	8,060	8,010	7,850	7,750	7,550	7,400	7,250
91人以上	7,830	7,630	7,590	7,440	7,340	7,150	7,010	6,860

エ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	37,190	36,280	36,050	35,360	34,900	33,990	33,300	32,620
21～25	29,750	29,020	28,840	28,290	27,920	27,190	26,640	26,090
26～30	24,790	24,180	24,030	23,570	23,270	22,660	22,200	21,740
31～35	21,250	20,730	20,600	20,200	19,940	19,420	19,030	18,640
36～40	18,590	18,140	18,020	17,680	17,450	16,990	16,650	16,310
41～45	16,530	16,120	16,020	15,710	15,510	15,100	14,800	14,490
46人以上	14,870	14,510	14,420	14,140	13,960	13,590	13,320	13,040

(20) 家庭支援専門相談員加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	31,390	30,470	30,240	29,560	29,100	28,190	27,500	26,820
21～25人	25,110	24,380	24,190	23,650	23,280	22,550	22,000	21,450
26～30	20,920	20,310	20,160	19,700	19,400	18,790	18,330	17,880
31～35	17,930	17,410	17,280	16,890	16,630	16,100	15,710	15,320
36～40	15,690	15,230	15,120	14,780	14,550	14,090	13,750	13,410
41～45	13,950	13,540	13,440	13,130	12,930	12,530	12,220	11,920
46～50	12,550	12,190	12,090	11,820	11,640	11,270	11,000	10,720
51～55	11,410	11,080	10,990	10,750	10,580	10,250	10,000	9,750
56～60	10,460	10,150	10,080	9,850	9,700	9,390	9,160	8,940
61～65	9,650	9,370	9,300	9,090	8,950	8,670	8,460	8,250
66～70	8,960	8,700	8,640	8,440	8,310	8,050	7,850	7,660
71～75	8,370	8,120	8,060	7,880	7,760	7,510	7,330	7,150
76～80	7,840	7,610	7,560	7,390	7,270	7,040	6,870	6,700
81～85	7,380	7,170	7,110	6,950	6,840	6,630	6,470	6,310
86～90	6,970	6,770	6,720	6,560	6,460	6,260	6,110	5,960
91～95	6,600	6,410	6,360	6,220	6,120	5,930	5,790	5,640
96～100	6,270	6,090	6,050	5,910	5,820	5,630	5,500	5,360
101～105	5,970	5,800	5,760	5,630	5,540	5,370	5,230	5,100
106～110	5,700	5,540	5,500	5,370	5,290	5,120	5,000	4,870
111～115	5,450	5,300	5,260	5,140	5,060	4,900	4,780	4,660
116～120	5,230	5,070	5,040	4,920	4,850	4,690	4,580	4,470
121～125	5,020	4,870	4,840	4,730	4,650	4,510	4,400	4,290
126～130	4,820	4,680	4,650	4,540	4,470	4,330	4,230	4,120
131～135	4,650	4,510	4,480	4,380	4,310	4,170	4,070	3,970
136～140	4,480	4,350	4,320	4,220	4,150	4,020	3,920	3,830
141～145	4,330	4,200	4,170	4,070	4,010	3,880	3,790	3,690
146～150	4,180	4,060	4,030	3,940	3,880	3,750	3,660	3,570
151人以上	4,050	3,930	3,900	3,810	3,750	3,630	3,540	3,460

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	20,920	20,310	20,160	19,700	19,400	18,790	18,330	17,880
31～35人	17,930	17,410	17,280	16,890	16,630	16,100	15,710	15,320
36～40	15,690	15,230	15,120	14,780	14,550	14,090	13,750	13,410
41～45	13,950	13,540	13,440	13,130	12,930	12,530	12,220	11,920
46～50	12,550	12,190	12,090	11,820	11,640	11,270	11,000	10,720
51～55	11,410	11,080	10,990	10,750	10,580	10,250	10,000	9,750
56～60	10,460	10,150	10,080	9,850	9,700	9,390	9,160	8,940
61～65	9,650	9,370	9,300	9,090	8,950	8,670	8,460	8,250
66～70	8,960	8,700	8,640	8,440	8,310	8,050	7,850	7,660
71～75	8,370	8,120	8,060	7,880	7,760	7,510	7,330	7,150
76～80	7,840	7,610	7,560	7,390	7,270	7,040	6,870	6,700
81～85	7,380	7,170	7,110	6,950	6,840	6,630	6,470	6,310
86～90	6,970	6,770	6,720	6,560	6,460	6,260	6,110	5,960
91～95	6,600	6,410	6,360	6,220	6,120	5,930	5,790	5,640
96～100	6,270	6,090	6,050	5,910	5,820	5,630	5,500	5,360
101～105	5,970	5,800	5,760	5,630	5,540	5,370	5,230	5,100
106～110	5,700	5,540	5,500	5,370	5,290	5,120	5,000	4,870
111～115	5,450	5,300	5,260	5,140	5,060	4,900	4,780	4,660
116～120	5,230	5,070	5,040	4,920	4,850	4,690	4,580	4,470
121～125	5,020	4,870	4,840	4,730	4,650	4,510	4,400	4,290
126～130	4,820	4,680	4,650	4,540	4,470	4,330	4,230	4,120
131～135	4,650	4,510	4,480	4,380	4,310	4,170	4,070	3,970
136～140	4,480	4,350	4,320	4,220	4,150	4,020	3,920	3,830
141～145	4,330	4,200	4,170	4,070	4,010	3,880	3,790	3,690
146～150	4,180	4,060	4,030	3,940	3,880	3,750	3,660	3,570
151人以上	4,050	3,930	3,900	3,810	3,750	3,630	3,540	3,460

ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	62,780	60,950	60,490	59,120	58,210	56,380	55,010	53,640
11～15人	41,850	40,630	40,330	39,410	38,800	37,580	36,670	35,760
16～20	31,390	30,470	30,240	29,560	29,100	28,190	27,500	26,820
21～25	25,110	24,380	24,190	23,650	23,280	22,550	22,000	21,450
26～30	20,920	20,310	20,160	19,700	19,400	18,790	18,330	17,880
31～35	17,930	17,410	17,280	16,890	16,630	16,100	15,710	15,320
36～40	15,690	15,230	15,120	14,780	14,550	14,090	13,750	13,410
41～45	13,950	13,540	13,440	13,130	12,930	12,530	12,220	11,920
46～50	12,550	12,190	12,090	11,820	11,640	11,270	11,000	10,720
51～55	11,410	11,080	10,990	10,750	10,580	10,250	10,000	9,750
56～60	10,460	10,150	10,080	9,850	9,700	9,390	9,160	8,940
61～65	9,650	9,370	9,300	9,090	8,950	8,670	8,460	8,250
66～70	8,960	8,700	8,640	8,440	8,310	8,050	7,850	7,660
71～75	8,370	8,120	8,060	7,880	7,760	7,510	7,330	7,150
76～80	7,840	7,610	7,560	7,390	7,270	7,040	6,870	6,700
81～85	7,380	7,170	7,110	6,950	6,840	6,630	6,470	6,310
86～90	6,970	6,770	6,720	6,560	6,460	6,260	6,110	5,960
91人以上	6,600	6,410	6,360	6,220	6,120	5,930	5,790	5,640

エ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	31,390	30,470	30,240	29,560	29,100	28,190	27,500	26,820
21～25	25,110	24,380	24,190	23,650	23,280	22,550	22,000	21,450
26～30	20,920	20,310	20,160	19,700	19,400	18,790	18,330	17,880
31～35	17,930	17,410	17,280	16,890	16,630	16,100	15,710	15,320
36～40	15,690	15,230	15,120	14,780	14,550	14,090	13,750	13,410
41～45	13,950	13,540	13,440	13,130	12,930	12,530	12,220	11,920
46人以上	12,550	12,190	12,090	11,820	11,640	11,270	11,000	10,720

(21) 心理療法担当職員加算分保護単価(常勤の非常勤・非常勤単価)

ア 児童養護施設

(常勤の非常勤職員)

定員	月額
	円
20人まで	14,380
21～25人	11,500
26～30	9,590
31～35	8,220
36～40	7,190
41～45	6,390
46～50	5,750
51～55	5,230
56～60	4,790
61～65	4,420
66～70	4,110
71～75	3,830
76～80	3,590
81～85	3,380
86～90	3,190
91～95	3,020
96～100	2,870
101～105	2,740
106～110	2,610
111～115	2,500
116～120	2,390
121～125	2,300
126～130	2,210
131～135	2,130
136～140	2,050
141～145	1,980
146～150	1,910
151人以上	1,850

イ 児童自立支援施設

(常勤の非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	9,590
31～35人	8,220
36～40	7,190
41～45	6,390
46～50	5,750
51～55	5,230
56～60	4,790
61～65	4,420
66～70	4,110
71～75	3,830
76～80	3,590
81～85	3,380
86～90	3,190
91～95	3,020
96～100	2,870
101～105	2,740
106～110	2,610
111～115	2,500
116～120	2,390
121～125	2,300
126～130	2,210
131～135	2,130
136～140	2,050
141～145	1,980
146～150	1,910
151人以上	1,850

ウ 乳児院

(常勤的非常勤職員)

定員	月額
	円
10人まで	28,770
11～15人	19,180
16～20	14,380
21～25	11,500
26～30	9,590
31～35	8,220
36～40	7,190
41～45	6,390
46～50	5,750
51～55	5,230
56～60	4,790
61～65	4,420
66～70	4,110
71～75	3,830
76～80	3,590
81～85	3,380
86～90	3,190
91人以上	3,020

エ 母子生活支援施設

(常勤的非常勤職員)

定員	月額
	円
10世帯まで	28,770
11～20世帯	14,380
21～30	9,590
31～40	7,190
41～50	5,750
51世帯以上	4,790

オ 児童養護施設
(非常勤職員)

定員	月額
	円
20人まで	9,220
21～25人	7,380
26～30	6,150
31～35	5,270
36～40	4,610
41～45	4,100
46～50	3,690
51～55	3,350
56～60	3,070
61～65	2,830
66～70	2,630
71～75	2,460
76～80	2,300
81～85	2,170
86～90	2,050
91～95	1,940
96～100	1,840
101～105	1,750
106～110	1,670
111～115	1,600
116～120	1,530
121～125	1,470
126～130	1,420
131～135	1,360
136～140	1,310
141～145	1,270
146～150	1,230
151人以上	1,190

カ 児童自立支援施設
(非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	6,150
31～35人	5,270
36～40	4,610
41～45	4,100
46～50	3,690
51～55	3,350
56～60	3,070
61～65	2,830
66～70	2,630
71～75	2,460
76～80	2,300
81～85	2,170
86～90	2,050
91～95	1,940
96～100	1,840
101～105	1,750
106～110	1,670
111～115	1,600
116～120	1,530
121～125	1,470
126～130	1,420
131～135	1,360
136～140	1,310
141～145	1,270
146～150	1,230
151人以上	1,190

キ 乳児院

(非常勤職員)

定員	月額
	円
10人まで	18,450
11～15人	12,300
16～20	9,220
21～25	7,380
26～30	6,150
31～35	5,270
36～40	4,610
41～45	4,100
46～50	3,690
51～55	3,350
56～60	3,070
61～65	2,830
66～70	2,630
71～75	2,460
76～80	2,300
81～85	2,170
86～90	2,050
91人以上	1,940

ク 母子生活支援施設

(非常勤職員)

定員	月額
	円
10世帯まで	18,450
11～20世帯	9,220
21～30	6,150
31～40	4,610
41～50	3,690
51世帯以上	3,070

(22) 基幹的職員加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	640	620	620	600	590	570	550	540
21～25人	510	500	490	480	470	460	440	430
26～30	430	410	410	400	390	380	370	360
31～35	370	350	350	340	340	320	320	310
36～40	320	310	310	300	290	280	280	270
41～45	280	270	270	270	260	250	240	240
46～50	260	250	240	240	230	230	220	210
51～55	230	220	220	220	210	200	200	190
56～60	210	200	200	200	190	190	180	180
61～65	200	190	190	180	180	170	170	160
66～70	180	170	170	170	170	160	160	150
71～75	170	160	160	160	150	150	140	140
76～80	160	150	150	150	140	140	140	130
81～85	150	140	140	140	140	130	130	120
86～90	140	140	130	130	130	120	120	120
91～95	130	130	130	120	120	120	110	110
96～100	130	120	120	120	110	110	110	100
101～105	120	120	110	110	110	110	100	100
106～110	110	110	110	110	100	100	100	90
111～115	110	100	100	100	100	100	90	90
116～120	100	100	100	100	90	90	90	90
121～125	100	100	100	90	90	90	90	80
126～130	100	90	90	90	90	80	80	80
131～135	90	90	90	90	80	80	80	80
136～140	90	90	80	80	80	80	80	70
141～145	90	80	80	80	80	70	70	70
146～150	80	80	80	80	80	70	70	70
151人以上	80	80	80	70	70	70	70	70

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	430	410	410	400	390	380	370	360
31～35人	370	350	350	340	340	320	320	310
36～40	320	310	310	300	290	280	280	270
41～45	280	270	270	270	260	250	240	240
46～50	260	250	240	240	230	230	220	210
51～55	230	220	220	220	210	200	200	190
56～60	210	200	200	200	190	190	180	180
61～65	200	190	190	180	180	170	170	160
66～70	180	170	170	170	170	160	160	150
71～75	170	160	160	160	150	150	140	140
76～80	160	150	150	150	140	140	140	130
81～85	150	140	140	140	140	130	130	120
86～90	140	140	130	130	130	120	120	120
91～95	130	130	130	120	120	120	110	110
96～100	130	120	120	120	110	110	110	100
101～105	120	120	110	110	110	110	100	100
106～110	110	110	110	110	100	100	100	90
111～115	110	100	100	100	100	100	90	90
116～120	100	100	100	100	90	90	90	90
121～125	100	100	100	90	90	90	90	80
126～130	100	90	90	90	90	80	80	80
131～135	90	90	90	90	80	80	80	80
136～140	90	90	80	80	80	80	80	70
141～145	90	80	80	80	80	70	70	70
146～150	80	80	80	80	80	70	70	70
151人以上	80	80	80	70	70	70	70	70

ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	1,290	1,250	1,240	1,210	1,190	1,150	1,110	1,080
11～15人	860	830	830	800	790	760	740	720
16～20	640	620	620	600	590	570	550	540
21～25	510	500	490	480	470	460	440	430
26～30	430	410	410	400	390	380	370	360
31～35	370	350	350	340	340	320	320	310
36～40	320	310	310	300	290	280	280	270
41～45	280	270	270	270	260	250	240	240
46～50	260	250	240	240	230	230	220	210
51～55	230	220	220	220	210	200	200	190
56～60	210	200	200	200	190	190	180	180
61～65	200	190	190	180	180	170	170	160
66～70	180	170	170	170	170	160	160	150
71～75	170	160	160	160	150	150	140	140
76～80	160	150	150	150	140	140	140	130
81～85	150	140	140	140	140	130	130	120
86～90	140	140	130	130	130	120	120	120
91人以上	130	130	130	120	120	120	110	110

エ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	640	620	620	600	590	570	550	540
21～25人	510	500	490	480	470	460	440	430
26～30	430	410	410	400	390	380	370	360
31～35	370	350	350	340	340	320	320	310
36～40	320	310	310	300	290	280	280	270
41～45	280	270	270	270	260	250	240	240
46人以上	260	250	240	240	230	230	220	210

オ 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	860	830	830	800	790	760	740	720
11～20世帯	640	620	620	600	590	570	550	540
21～30	430	410	410	400	390	380	370	360
31～40	320	310	310	300	290	280	280	270
41～50	260	250	240	240	230	230	220	210
51世帯以上	210	200	200	200	190	190	180	180

(23) ボイラー技士雇上費加算
分保護単価

定員	月額
	円
20人まで	10,060
21～25人	8,050
26～30	6,710
31～35	5,750
36～40	5,030
41～45	4,470
46～50	4,020
51～55	3,660
56～60	3,350
61～65	3,090
66～70	2,870
71～75	2,680
76～80	2,510
81～85	2,360
86～90	2,230
91～95	2,110
96～100	2,010
101～105	1,910
106～110	1,830
111～115	1,750
116～120	1,670
121～125	1,610
126～130	1,540
131～135	1,490
136～140	1,430
141～145	1,380
146～150	1,340
151人以上	1,290

(24) 児童養護施設の特別指導費
加算分保護単価

定員	月額
	円
20人まで	7,790
21～25人	6,230
26～30	5,190
31～35	4,450
36～40	3,890
41～45	3,460
46～50	3,110
51～55	2,830
56～60	2,590
61～65	2,390
66～70	2,220
71～75	2,070
76～80	1,940
81～85	1,830
86～90	1,730
91～95	1,640
96～100	1,550
101～105	1,480
106～110	1,410
111～115	1,350
116～120	1,290
121～125	1,240
126～130	1,190
131～135	1,150
136～140	1,110
141～145	1,070
146～150	1,030
151人以上	1,000

(25) 学習指導費加算分保護単価

定員	月額
	円
1人当たり	8,290

(26) 母子生活支援施設(定員40世帯以上)の母子支援員、少年指導員加算分保護単価

定員	月額
世帯	円
40	7,190
41 ~ 50	5,750
51世帯以上	4,790

(27) 母子生活支援施設の夜間警備体制強化加算分保護単価

定員	月額
	円
10世帯まで	16,180
11~20世帯	8,090
21~30	5,390
31~40	4,040
41~50	3,230
51世帯以上	2,690

(28) 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価

定員	月額
	円
10世帯まで	15,580
11~20世帯	7,790
21~30	5,190
31~40	3,890
41~50	3,110
51世帯以上	2,590

(29) 母子生活支援施設の保育機能強化加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	38,310	37,210	36,930	36,110	35,550	34,450	33,620	32,800
11~20世帯	28,730	27,910	27,700	27,080	26,660	25,840	25,220	24,600
21~30	19,150	18,600	18,460	18,050	17,780	17,220	16,810	16,400
31~40	17,240	16,740	16,620	16,250	16,000	15,500	15,130	14,760
41~50	15,320	14,880	14,770	14,440	14,220	13,780	13,450	13,120
51世帯以上	13,410	13,020	12,920	12,630	12,440	12,050	11,770	11,480

(30) 児童養護施設、乳児院の
指導員特別加算分保護単価

定員	月額
	円
20人まで	9,390
21～25人	7,510
26～30人	6,260
31～35人	5,360

(31) 一時保護施設の専門職員等
加算分保護単価

区分	定員	年額
		円
個別対応職員加算分	11～20人	6,366,989
	21人以上	12,733,978

区分	年額
	円
栄養士加算分	5,260,244

区分	定員	年額
		円
事務職員加算分	20人まで	1,414,880
	21人以上	5,459,316

(32) 一時保護施設の新基準対応加算分保護単価

看護師加算単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	585,724	567,012	562,334	548,299	538,943	520,231	506,197	492,163

※1施設当たりの月額

学習指導員加算

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	577,826	559,371	554,758	540,916	531,689	513,234	499,392	485,551

※1施設当たりの月額

心理職配置改善（定員10人につき1人）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	605,340	587,860	583,490	570,370	561,630	544,150	531,040	517,930
11～20	1,210,680	1,175,720	1,166,980	1,140,750	1,123,270	1,088,310	1,062,080	1,035,860
21～30	1,816,020	1,763,580	1,750,470	1,711,130	1,684,910	1,632,460	1,593,130	1,553,800
31～40	2,421,370	2,351,440	2,333,960	2,281,510	2,246,550	2,176,620	2,124,170	2,071,730
41～50	3,026,710	2,939,300	2,917,450	2,851,890	2,808,190	2,720,780	2,655,220	2,589,660
51～60	3,632,050	3,527,160	3,500,940	3,422,270	3,369,820	3,264,930	3,186,260	3,107,600
61～70	4,237,390	4,115,020	4,084,430	3,992,650	3,931,460	3,809,090	3,717,310	3,625,530

※1施設当たりの月額

夜間職員（常勤職員を1名以上配置する施設）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	529,379	512,502	508,282	495,624	487,186	470,308	457,650	444,992

※1施設当たりの月額

夜間職員（上記以外の施設）

月額
円 246,015

※1施設当たりの月額

(33) 一時保護施設のユニットケア加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1グループ当たり	700,318	683,179	678,895	666,040	657,471	640,332	627,478	614,624

※1グループ当たりの月額

(34) 除雪費加算分保護単価

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）

定員	月額
	円
1人(1世帯)当たり	6,270

(35) 降灰除去費加算分保護単価

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）

定員	月額
	円
1施設当たり	164,890

(36) 社会的養護処遇改善加算分保護単価

処遇改善加算 (I)

職員	月額
	円
1人当たり	6,080

処遇改善加算 (II)

職員	月額
	円
1人当たり	6,080

処遇改善加算 (III)

職員	月額
	円
1人当たり	18,260

処遇改善加算 (IV)

職員	月額
	円
1人当たり	42,610

処遇改善加算 (V)

職員	月額
	円
1人当たり	6,080

(37) 社会的養護従事者処遇改善加算分保護単価

職員	月額
	円
1人当たり	10,950

(38) こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算分保護単価

職員	月額
	円
1人当たり	24,352

(39) 小規模かつ地域分散化加算分保護単価

ア 分園型小規模グループケア

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	31,390	30,470	30,240	29,560	29,100	28,190	27,500	26,820
21～25人	25,110	24,380	24,190	23,650	23,280	22,550	22,000	21,450
26～30	20,920	20,310	20,160	19,700	19,400	18,790	18,330	17,880
31～35	17,930	17,410	17,280	16,890	16,630	16,100	15,710	15,320
36～40	15,690	15,230	15,120	14,780	14,550	14,090	13,750	13,410
41～45	13,950	13,540	13,440	13,130	12,930	12,530	12,220	11,920
46～50	12,550	12,190	12,090	11,820	11,640	11,270	11,000	10,720
51～55	11,410	11,080	10,990	10,750	10,580	10,250	10,000	9,750
56～60	10,460	10,150	10,080	9,850	9,700	9,390	9,160	8,940
61～65	9,650	9,370	9,300	9,090	8,950	8,670	8,460	8,250
66～70	8,960	8,700	8,640	8,440	8,310	8,050	7,850	7,660
71～75	8,370	8,120	8,060	7,880	7,760	7,510	7,330	7,150
76～80	7,840	7,610	7,560	7,390	7,270	7,040	6,870	6,700
81～85	7,380	7,170	7,110	6,950	6,840	6,630	6,470	6,310
86～90	6,970	6,770	6,720	6,560	6,460	6,260	6,110	5,960
91～95	6,600	6,410	6,360	6,220	6,120	5,930	5,790	5,640
96～100	6,270	6,090	6,050	5,910	5,820	5,630	5,500	5,360
101～105	5,970	5,800	5,760	5,630	5,540	5,370	5,230	5,100
106～110	5,700	5,540	5,500	5,370	5,290	5,120	5,000	4,870
111～115	5,450	5,300	5,260	5,140	5,060	4,900	4,780	4,660
116～120	5,230	5,070	5,040	4,920	4,850	4,690	4,580	4,470
121～125	5,020	4,870	4,840	4,730	4,650	4,510	4,400	4,290
126～130	4,820	4,680	4,650	4,540	4,470	4,330	4,230	4,120
131～135	4,650	4,510	4,480	4,380	4,310	4,170	4,070	3,970
136～140	4,480	4,350	4,320	4,220	4,150	4,020	3,920	3,830
141～145	4,330	4,200	4,170	4,070	4,010	3,880	3,790	3,690
146～150	4,180	4,060	4,030	3,940	3,880	3,750	3,660	3,570
151人以上	4,050	3,930	3,900	3,810	3,750	3,630	3,540	3,460

イ 地域小規模児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	627,820	609,530	604,960	591,250	582,110	563,820	550,110	536,400

(40) 地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	31,390	30,470	30,240	29,560	29,100	28,190	27,500	26,820
21～25人	25,110	24,380	24,190	23,650	23,280	22,550	22,000	21,450
26～30	20,920	20,310	20,160	19,700	19,400	18,790	18,330	17,880
31～35	17,930	17,410	17,280	16,890	16,630	16,100	15,710	15,320
36～40	15,690	15,230	15,120	14,780	14,550	14,090	13,750	13,410
41～45	13,950	13,540	13,440	13,130	12,930	12,530	12,220	11,920
46～50	12,550	12,190	12,090	11,820	11,640	11,270	11,000	10,720
51～55	11,410	11,080	10,990	10,750	10,580	10,250	10,000	9,750
56～60	10,460	10,150	10,080	9,850	9,700	9,390	9,160	8,940
61～65	9,650	9,370	9,300	9,090	8,950	8,670	8,460	8,250
66～70	8,960	8,700	8,640	8,440	8,310	8,050	7,850	7,660
71～75	8,370	8,120	8,060	7,880	7,760	7,510	7,330	7,150
76～80	7,840	7,610	7,560	7,390	7,270	7,040	6,870	6,700
81～85	7,380	7,170	7,110	6,950	6,840	6,630	6,470	6,310
86～90	6,970	6,770	6,720	6,560	6,460	6,260	6,110	5,960
91～95	6,600	6,410	6,360	6,220	6,120	5,930	5,790	5,640
96～100	6,270	6,090	6,050	5,910	5,820	5,630	5,500	5,360
101～105	5,970	5,800	5,760	5,630	5,540	5,370	5,230	5,100
106～110	5,700	5,540	5,500	5,370	5,290	5,120	5,000	4,870
111～115	5,450	5,300	5,260	5,140	5,060	4,900	4,780	4,660
116～120	5,230	5,070	5,040	4,920	4,850	4,690	4,580	4,470
121～125	5,020	4,870	4,840	4,730	4,650	4,510	4,400	4,290
126～130	4,820	4,680	4,650	4,540	4,470	4,330	4,230	4,120
131～135	4,650	4,510	4,480	4,380	4,310	4,170	4,070	3,970
136～140	4,480	4,350	4,320	4,220	4,150	4,020	3,920	3,830
141～145	4,330	4,200	4,170	4,070	4,010	3,880	3,790	3,690
146～150	4,180	4,060	4,030	3,940	3,880	3,750	3,660	3,570
151人以上	4,050	3,930	3,900	3,810	3,750	3,630	3,540	3,460

(41) 医療的ケア児等受入加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	74,380	72,560	72,100	70,730	69,810	67,980	66,610	65,240
21～25人	59,510	58,040	57,680	56,580	55,850	54,390	53,290	52,190
26～30	49,590	48,370	48,060	47,150	46,540	45,320	44,410	43,490
31～35	42,500	41,460	41,200	40,410	39,890	38,850	38,060	37,280
36～40	37,190	36,280	36,050	35,360	34,900	33,990	33,300	32,620
41～45	33,060	32,240	32,040	31,430	31,030	30,210	29,600	28,990
46～50	29,750	29,020	28,840	28,290	27,920	27,190	26,640	26,090
51～55	27,050	26,380	26,220	25,720	25,380	24,720	24,220	23,720
56～60	24,790	24,180	24,030	23,570	23,270	22,660	22,200	21,740
61～65	22,880	22,320	22,180	21,760	21,480	20,920	20,490	20,070
66～70	21,250	20,730	20,600	20,200	19,940	19,420	19,030	18,640
71～75	19,830	19,340	19,220	18,860	18,610	18,130	17,760	17,390
76～80	18,590	18,140	18,020	17,680	17,450	16,990	16,650	16,310
81～85	17,500	17,070	16,960	16,640	16,420	15,990	15,670	15,350
86～90	16,530	16,120	16,020	15,710	15,510	15,100	14,800	14,490
91～95	15,660	15,270	15,170	14,890	14,690	14,310	14,020	13,730
96～100	14,870	14,510	14,420	14,140	13,960	13,590	13,320	13,040
101～105	14,160	13,820	13,730	13,470	13,290	12,950	12,680	12,420
106～110	13,520	13,190	13,100	12,860	12,690	12,360	12,110	11,860
111～115	12,930	12,620	12,540	12,300	12,140	11,820	11,580	11,340
116～120	12,390	12,090	12,010	11,780	11,630	11,330	11,100	10,870
121～125	11,900	11,610	11,530	11,310	11,170	10,870	10,650	10,430
126～130	11,440	11,160	11,090	10,880	10,740	10,460	10,240	10,030
131～135	11,020	10,740	10,680	10,470	10,340	10,070	9,860	9,660
136～140	10,620	10,360	10,300	10,100	9,970	9,710	9,510	9,320
141～145	10,260	10,000	9,940	9,750	9,630	9,370	9,180	9,000
146～150	9,910	9,670	9,610	9,430	9,300	9,060	8,880	8,700
151人以上	9,590	9,360	9,300	9,120	9,000	8,770	8,590	8,410

イ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	132,860	129,350	128,470	127,600	124,070	120,560	117,920	115,280
11～15人	88,570	86,230	85,640	85,070	82,710	80,370	78,610	76,850
16～20	66,430	64,670	64,230	63,800	62,030	60,280	58,960	57,640
21～25	53,140	51,740	51,390	51,040	49,630	48,220	47,170	46,110
26～30	44,280	43,110	42,820	42,530	41,350	40,180	39,300	38,420
31～35	37,960	36,950	36,700	36,460	35,450	34,440	33,690	32,930
36～40	33,210	32,330	32,110	31,900	31,020	30,140	29,480	28,820
41～45	29,520	28,740	28,540	28,350	27,570	26,790	26,200	25,610
46～50	26,570	25,870	25,690	25,520	24,810	24,110	23,580	23,050
51～55	24,150	23,510	23,350	23,200	22,550	21,920	21,440	20,960
56～60	22,140	21,550	21,410	21,260	20,670	20,090	19,650	19,210
61～65	20,440	19,900	19,760	19,630	19,080	18,540	18,140	17,730
66～70	18,980	18,470	18,350	18,230	17,720	17,220	16,840	16,470
71～75	17,710	17,240	17,130	17,010	16,540	16,070	15,720	15,370
76～80	16,600	16,160	16,050	15,950	15,510	15,070	14,740	14,410
81～85	15,630	15,210	15,110	15,010	14,590	14,180	13,870	13,560
86～90	14,760	14,370	14,270	14,170	13,780	13,390	13,100	12,810
91人以上	13,980	13,610	13,520	13,430	13,060	12,690	12,410	12,130

(42) 自立支援担当職員加算（I）分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	31,390	30,470	30,240	29,560	29,100	28,190	27,500	26,820
21～25人	25,110	24,380	24,190	23,650	23,280	22,550	22,000	21,450
26～30	20,920	20,310	20,160	19,700	19,400	18,790	18,330	17,880
31～35	17,930	17,410	17,280	16,890	16,630	16,100	15,710	15,320
36～40	15,690	15,230	15,120	14,780	14,550	14,090	13,750	13,410
41～45	13,950	13,540	13,440	13,130	12,930	12,530	12,220	11,920
46～50	12,550	12,190	12,090	11,820	11,640	11,270	11,000	10,720
51～55	11,410	11,080	10,990	10,750	10,580	10,250	10,000	9,750
56～60	10,460	10,150	10,080	9,850	9,700	9,390	9,160	8,940
61～65	9,650	9,370	9,300	9,090	8,950	8,670	8,460	8,250
66～70	8,960	8,700	8,640	8,440	8,310	8,050	7,850	7,660
71～75	8,370	8,120	8,060	7,880	7,760	7,510	7,330	7,150
76～80	7,840	7,610	7,560	7,390	7,270	7,040	6,870	6,700
81～85	7,380	7,170	7,110	6,950	6,840	6,630	6,470	6,310
86～90	6,970	6,770	6,720	6,560	6,460	6,260	6,110	5,960
91～95	6,600	6,410	6,360	6,220	6,120	5,930	5,790	5,640
96～100	6,270	6,090	6,050	5,910	5,820	5,630	5,500	5,360
101～105	5,970	5,800	5,760	5,630	5,540	5,370	5,230	5,100
106～110	5,700	5,540	5,500	5,370	5,290	5,120	5,000	4,870
111～115	5,450	5,300	5,260	5,140	5,060	4,900	4,780	4,660
116～120	5,230	5,070	5,040	4,920	4,850	4,690	4,580	4,470
121～125	5,020	4,870	4,840	4,730	4,650	4,510	4,400	4,290
126～130	4,820	4,680	4,650	4,540	4,470	4,330	4,230	4,120
131～135	4,650	4,510	4,480	4,380	4,310	4,170	4,070	3,970
136～140	4,480	4,350	4,320	4,220	4,150	4,020	3,920	3,830
141～145	4,330	4,200	4,170	4,070	4,010	3,880	3,790	3,690
146～150	4,180	4,060	4,030	3,940	3,880	3,750	3,660	3,570
151人以上	4,050	3,930	3,900	3,810	3,750	3,630	3,540	3,460

イ 地域小規模児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	627,820	609,530	604,960	591,250	582,110	563,820	550,110	536,400

ウ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	20,920	20,310	20,160	19,700	19,400	18,790	18,330	17,880
31～35人	17,930	17,410	17,280	16,890	16,630	16,100	15,710	15,320
36～40	15,690	15,230	15,120	14,780	14,550	14,090	13,750	13,410
41～45	13,950	13,540	13,440	13,130	12,930	12,530	12,220	11,920
46～50	12,550	12,190	12,090	11,820	11,640	11,270	11,000	10,720
51～55	11,410	11,080	10,990	10,750	10,580	10,250	10,000	9,750
56～60	10,460	10,150	10,080	9,850	9,700	9,390	9,160	8,940
61～65	9,650	9,370	9,300	9,090	8,950	8,670	8,460	8,250
66～70	8,960	8,700	8,640	8,440	8,310	8,050	7,850	7,660
71～75	8,370	8,120	8,060	7,880	7,760	7,510	7,330	7,150
76～80	7,840	7,610	7,560	7,390	7,270	7,040	6,870	6,700
81～85	7,380	7,170	7,110	6,950	6,840	6,630	6,470	6,310
86～90	6,970	6,770	6,720	6,560	6,460	6,260	6,110	5,960
91～95	6,600	6,410	6,360	6,220	6,120	5,930	5,790	5,640
96～100	6,270	6,090	6,050	5,910	5,820	5,630	5,500	5,360
101～105	5,970	5,800	5,760	5,630	5,540	5,370	5,230	5,100
106～110	5,700	5,540	5,500	5,370	5,290	5,120	5,000	4,870
111～115	5,450	5,300	5,260	5,140	5,060	4,900	4,780	4,660
116～120	5,230	5,070	5,040	4,920	4,850	4,690	4,580	4,470
121～125	5,020	4,870	4,840	4,730	4,650	4,510	4,400	4,290
126～130	4,820	4,680	4,650	4,540	4,470	4,330	4,230	4,120
131～135	4,650	4,510	4,480	4,380	4,310	4,170	4,070	3,970
136～140	4,480	4,350	4,320	4,220	4,150	4,020	3,920	3,830
141～145	4,330	4,200	4,170	4,070	4,010	3,880	3,790	3,690
146～150	4,180	4,060	4,030	3,940	3,880	3,750	3,660	3,570
151人以上	4,050	3,930	3,900	3,810	3,750	3,630	3,540	3,460

エ 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	41,850	40,630	40,330	39,410	38,800	37,580	36,670	35,760
11～20世帯	31,390	30,470	30,240	29,560	29,100	28,190	27,500	26,820
21～30	20,920	20,310	20,160	19,700	19,400	18,790	18,330	17,880
31～40	15,690	15,230	15,120	14,780	14,550	14,090	13,750	13,410
41～50	12,550	12,190	12,090	11,820	11,640	11,270	11,000	10,720
51世帯以上	10,460	10,150	10,080	9,850	9,700	9,390	9,160	8,940

オ 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1世帯につき	125,560	121,900	120,990	118,250	116,420	112,760	110,020	107,280

カ 児童心理治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	31,390	30,470	30,240	29,560	29,100	28,190	27,500	26,820
21～25人	25,110	24,380	24,190	23,650	23,280	22,550	22,000	21,450
26～30	20,920	20,310	20,160	19,700	19,400	18,790	18,330	17,880
31～35	17,930	17,410	17,280	16,890	16,630	16,100	15,710	15,320
36～40	15,690	15,230	15,120	14,780	14,550	14,090	13,750	13,410
41～45	13,950	13,540	13,440	13,130	12,930	12,530	12,220	11,920
46人以上	12,550	12,190	12,090	11,820	11,640	11,270	11,000	10,720

キ 児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅰ型に限る。）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
6人まで	104,630	101,580	100,820	98,540	97,010	93,970	91,680	89,400
7～9人	69,750	67,720	67,210	65,690	64,670	62,640	61,120	59,600
10～12	52,310	50,790	50,410	49,270	48,500	46,980	45,840	44,700
13～15	41,850	40,630	40,330	39,410	38,800	37,580	36,670	35,760
16～18	34,870	33,860	33,600	32,840	32,340	31,320	30,560	29,800
19人以上	33,040	32,080	31,840	31,110	30,630	29,670	28,950	28,230

(43) 自立支援担当職員加算（Ⅱ）分保護単価

ア 児童養護施設
（非常勤職員）

定員	月額
	円
20人まで	12,540
21～25人	10,030
26～30	8,360
31～35	7,160
36～40	6,270
41～45	5,570
46～50	5,010
51～55	4,560
56～60	4,180
61～65	3,850
66～70	3,580
71～75	3,340
76～80	3,130
81～85	2,950
86～90	2,780
91～95	2,640
96～100	2,500
101～105	2,380
106～110	2,280
111～115	2,180
116～120	2,090
121～125	2,000
126～130	1,930
131～135	1,850
136～140	1,790
141～145	1,730
146～150	1,670
151人以上	1,610

イ 地域小規模児童養護施設
（非常勤職員）

定員	月額
1施設当たり	円 250,850

ウ 児童自立支援施設
（非常勤職員）

定員	月額
	円
30人まで	8,360
31～35人	7,160
36～40	6,270
41～45	5,570
46～50	5,010
51～55	4,560
56～60	4,180
61～65	3,850
66～70	3,580
71～75	3,340
76～80	3,130
81～85	2,950
86～90	2,780
91～95	2,640
96～100	2,500
101～105	2,380
106～110	2,280
111～115	2,180
116～120	2,090
121～125	2,000
126～130	1,930
131～135	1,850
136～140	1,790
141～145	1,730
146～150	1,670
151人以上	1,610

エ 母子生活支援施設
(非常勤職員)

定員	月額
	円
10世帯まで	16,720
11～20世帯	12,540
21～30	8,360
31～40	6,270
41～50	5,010
51世帯以上	4,180

オ 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設
(非常勤職員)

定員	月額
	円
1世帯につき	50,170

カ 児童心理治療施設
(非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	8,360
31～35	7,160
36～40	6,270
41～45	5,570
46人以上	5,010

キ 児童自立生活援助事業所
(児童自立生活援助事業所 I 型に限る。)

定員	月額
	円
6人まで	41,800
7～9人	27,870
10～12	20,900
13～15	16,720
16～18	13,930
19人以上	13,200

別表 2

事務費の事務単価

1 一般分事務単価

(1) 里親支援センター

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
1施設当たり	円 3,381,613	円 3,303,369	円 3,283,807	円 3,225,124	円 3,186,001	円 3,107,756	円 3,049,073	円 2,990,389

(2) 在宅指導措置委託

1件当たり月額
円 109,000

2 加算分事務単価

(1) 里親等支援員加算分事務単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
配置支援員 1人につき	円 572,716	円 554,341	円 549,748	円 535,967	円 526,779	円 508,405	円 494,624	円 480,843

(2) 心理療法担当職員加算分事務単価 (常勤単価)

里親支援センター

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
1施設当たり	円 584,147	円 566,466	円 562,046	円 548,785	円 539,945	円 522,264	円 509,004	円 495,743

(3) 心理療法担当職員加算分事務単価 (常勤的非常勤・非常勤単価)

里親支援センター

(常勤的非常勤職員)

月額
円 287,730

(非常勤職員)

月額
円 184,560

(4) 親子関係再構築支援加算 (I) 分事務単価

里親支援センター

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
1施設当たり	円 584,147	円 566,466	円 562,046	円 548,785	円 539,945	円 522,264	円 509,004	円 495,743

(5) 親子関係再構築支援加算 (II) 分事務単価

里親支援センター

月額
円 285,062

(6) 自立支援担当職員加算 (I) 分事務単価

里親支援センター

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
1施設当たり	円 584,147	円 566,466	円 562,046	円 548,785	円 539,945	円 522,264	円 509,004	円 495,743

(7) 自立支援担当職員加算 (II) 分事務単価

里親支援センター

月額
円 285,062

(8) 市町村連携事業加算分事務単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
1施設当たり	円 605,454	円 587,080	円 582,486	円 568,705	円 559,518	円 541,143	円 527,362	円 513,581

(9) レスパイト・ケア体制構築事業加算 (I) 分事務単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	584,147	566,466	562,046	548,785	539,945	522,264	509,004	495,743

(10) レスパイト・ケア体制構築事業加算 (II) 分事務単価

月額
円
285,062

(11) 休日・夜間支援体制強化事業加算分事務単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	806,087	787,712	783,118	769,337	760,150	741,775	727,994	714,213

(12) こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算分事務単価

職員	月額
	円
1人当たり	24,352

別表 3

児童福祉施設の職種別職員定数表

(1) 児童養護施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員と兼務することができる。
児童指導員 保育士	通じて定員5.5人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	1人。

(参考：加算職員一覧(児童養護施設))

加算種別	加算職員数等
乳児加算	0歳児1.6人につき看護師1人。
1歳児加算	1歳児1.6人につき児童指導員又は保育士1人。
2歳児加算	2歳児2人につき児童指導員又は保育士1人。
年少児加算	3歳以上の就学前児童4人につき児童指導員又は保育士1人。
里親支援専門相談員加算	2人まで。
心理療法担当職員加算	2人まで。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
看護師加算	看護師1人。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
小規模かつ地域分散化加算	児童指導員又は保育士3人まで。
地域小規模児童養護施設等 バックアップ職員加算	1人。
家庭支援専門相談員加算	2人まで。
医療的ケア児等受入加算	児童指導員又は保育士2人。 管理宿直等職員2人。(非常勤)
自立支援担当職員加算	1人。
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
特別指導費加算	指導員1人。(非常勤)
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(2) 児童自立支援施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて定員4.5人につき1人。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	2人。

通所部設置の場合

職種別	職員の定数
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて通所部定員7.5人に1人

(参考：加算職員一覧(児童自立支援施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	2人まで。ただし、定員に応じて心理療法担当職員を配置する場合は定員10人以上につき1人。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
小規模グループケア加算	児童自立支援専門員又は児童生活支援員1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	2人まで。
自立支援担当職員加算	1人。
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(3) 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。）

職種別	職員の定数
施設長	1人。
嘱託医	1人。
看護師 保育士 児童指導員	2歳未満児(定員から2歳児及び3歳以上児の現員を差し引いたもの)通じて1.6人につき1人。 2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。 ただし、看護師は定員10人の場合は2人以上、10人を超える場合は10人増すごとに1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員20人以下の施設については、この定数のほか保育士1人を加算する。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。
事務員	1人。
調理員等	定員30人未満の場合は4人。定員30人以上10人ごとに1人を加算する。

(参考：加算職員一覧(乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)))

加算種別	加算職員数等
里親支援専門相談員加算	2人まで。
心理療法担当職員加算	2人まで。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	2人まで。
医療的ケア児等受入加算	児童指導員、保育士又は看護師2人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(4) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

職種別	職員の定数
施設長	1人。
看護師 保育士 児童指導員	通じて7人。ただし、看護師はその内1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。
家庭支援専門相談員	1人。
嘱託医	1人。
調理員等	1人。

(参考：加算職員一覧(乳幼児10人未満を入所させる乳児院))

加算種別	加算職員数等
里親支援専門相談員加算	2人まで。
心理療法担当職員加算	2人まで。
個別対応職員加算	1人。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	1人。
医療的ケア児等受入加算	児童指導員、保育士又は看護師2人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(5) 母子生活支援施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
母子支援員	定員10世帯未満の場合は1人。定員10世帯以上20世帯未満の場合は2人。 定員20世帯以上の場合は3人。
保育士	保育所に準ずる設備のある場合に限る、その児童30人につき1人。 (ただし、1母子生活支援施設につき最低1人はおくことができる。)
少年指導員 兼事務員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯以上の場合は2人。
調理員等	1人。
嘱託医	1人。

(参考：加算職員一覧(母子生活支援施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	2人まで。
個別対応職員加算	1人。
母子支援員、少年指導員加算	各1人。ただし、定員40世帯以上の場合に限る。(非常勤)
自立支援担当職員加算	1人。
夜間警備体制強化加算	1人。(非常勤、委託でも可)
特別生活指導費加算	特に保護・指導が困難な母子が4人以上入所の場合1人。 特に保護・指導が困難な母子が8人以上入所の場合2人。(非常勤)
保育機能強化加算	保育士1人。
学習指導費加算	指導員。(非常勤)

(6) 児童心理治療施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
医師	1人。
心理療法担当職員	定員10人につき1人。
看護師	1人。
児童指導員 保育士	通じて定員4.5人につき1人。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	4人。

通所部設置の場合

職種別	職員の定数
心理療法担当職員	入所部及び通所部定員10人に1人。
児童指導員 保育士	通じて通所部定員7.5人に1人。

(参考：加算職員一覧(児童心理治療施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員	定員9人につき1人、8人につき1人、7人につき1人配置した場合に限る。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	2人まで。
自立支援担当職員加算	1人。
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(7) 里親支援センター

職種別	職員の定数
センター長	1人。
里親制度等普及促進担当者 (里親リクルーター)	1人。
里親等支援員	1人。
里親研修等担当者 (里親トレーナー)	1人。

(参考：加算職員一覧(里親支援センター))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	2人まで。
親子関係再構築支援加算	家庭支援専門相談員1人。
自立支援担当職員加算	1人。
里親等支援員加算	里親支援センター管内の登録里親世帯数が60世帯を超えて、20世帯につき1人を上限とする。
市町村連携事業加算	1人。
レスパイト・ケア体制構築事業加算	1人。
休日・夜間支援体制強化事業加算	里親等支援員1人。管理宿直等職員1人。

(8) 児童自立生活援助事業所 (児童自立生活援助事業所Ⅰ型)

職種別	職員の定数
指導員	2人。ただし、定員が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。
補助者	1人。(非常勤)

(参考：加算職員一覧(児童自立生活援助事業所Ⅰ型))

加算種別	加算職員数等
自立支援担当職員加算	1人。
個別対応職員	1人。

(9) 児童自立生活援助事業所 (児童自立生活援助事業所Ⅱ型)

職種別	職員の定数
指導員	定員2人に対して1人。

(10) ファミリーホーム

職種別	職員の定数
指導員	1人。
補助者	2人。(非常勤)

(参考：加算職員一覧(ファミリーホーム))

加算種別	加算職員数等
個別対応職員	1人。
学習指導費加算	指導員。(非常勤)

(11) 地域小規模児童養護施設

職種別	職員の定数
児童指導員 保育士	3人。(うち1人は非常勤)

(参考：加算職員一覧(地域小規模児童養護施設))

加算種別	加算職員数等
小規模かつ地域分散化加算	児童指導員又は保育士3人まで。
自立支援担当職員加算	1人。

(12) 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設

職種別	職員の定数
母子支援員	1人。

(参考：加算職員一覧(小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設))

加算種別	加算職員数等
自立支援担当職員加算	1人。

(注) 上記のほか、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。)、地域小規模児童養護施設、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設の一般分保護単価には、管理宿直専門員（1人、非常勤）及び年休代替要員費等が含まれる。

(参考)

保護単価 (入所児童等 1人当たり) 表

(令和 6年 4月 1日)

経費の 種別	一般生活費 月 額	被虐待児 受入加算費 月 額	幼稚園費 月 額	教育費 月 額	学校給食費 月 額	見学旅行費 年 額	入進学 支 度 金	特別育成費 上 限 月 額	一般生活費以外の事業費									
									夏 季 等 特 別 行 事 費	期 末 一 時 扶 助 費	職 業 補 導 費	取 締 支 度 費 ・ 大 学 進 学 等 自 立 生 活 支 度 費	葬 祭 費	冷 暖 房 費	予 防 接 種 費	防 災 対 策 費	視 力 矯 正 費	
									1 件 当 り	年 額	月 額	1 件 当 り	1 件 当 り	月 額	月 額	年 額	月 額	
児童養護施設	(一般分) 55,270円	26,100円	幼稚園等の就 園に必要な入 学金、保育 料、制服等の 実費 9,380円	(一般分) 小学校 7,210円 中学校 9,380円 特別支援学 校の高等部 9,380円	その学校にお いて徴収され る実費	小学校 第 6 学 年 22,690円 中学校 第 3 学 年 60,910円 高等学校 第 3 学 年 81,000円	小学校 第 1 学 年 入学児童 64,300円 中学校 第 1 学 年 入学児童 86,300円 高等学校 第 3 学 年 入学児童 81,000円	高等学校 在学児童 (公立) 28,330円 (私立) 39,540円 (入学期) 86,300円	3,150円	5,950円	通所のため の 交通費実費 5,030円	82,760円	161,290円	1級地 5,450円 2級地 5,130円 3級地 5,070円 4級地 3,900円 その他の地域 870円	予防接種費に かかる実費		視力矯正のた めの眼鏡等を 購入する場合 にかかる実 費。	
	(乳児分) 63,860円								幼稚園等の就 園に必要な入 学金、保育 料、制服等の 実費 ただし、就園 奨励費補助額 又は施設等利 用給付費支給 額を控除した 額	(加算分) 1 教材代 の実費 2 通学のた めの交通 費の実費 3 部活動に必 要な道具代 送達費等の 実費 4 学習塾に必 要な授業 料、講習会 費等の実費 5 児童自立 支援施設 の教材費 小学校該当 200円 中学校該当 290円 6 特別支援学 校の高等部 入学に要す る費用 86,300円 7 特別支援学 校の高等部 在学児童が 就職又は進 学に役立つ 資格取得又 は講習等を 受講するた めの経費 57,620円	通学のため の 交通費の実費 111,290円 就職又は進学 に役立つ資格 取得又は講習 等を受講する ための経費 57,620円 補習費 20,000円 (高等学校 第 3 学年) 25,000円 大学等受験費 158,000円	20,000円 (高等学校 第 3 学年) 25,000円	25,000円	158,000円	1級地 6,330円 2級地 5,920円 3級地 5,850円 4級地 4,520円 その他の地域 870円			
児童自立支援施設 (通所部を含む)	(入所児分) 55,270円 (通所児分) 16,980円																	
里 親	(一般分) 55,530円 (乳児分) 64,120円													1級地 3,640円 2級地 3,490円 3級地 3,450円 4級地 2,760円 その他の地域 870円			総合的な防災 対策の充実にか かる実費(た だし、45万円以 内)	
ファミリーホーム	(一般分) 55,270円 (乳児分) 63,860円	26,100円												1級地 4,950円 2級地 4,600円 3級地 4,630円 4級地 3,550円 その他の地域 870円				
児童心理治療施設 (通所部を含む)	(入所児分) 55,730円 (通所児分) 16,980円													1級地 6,810円 2級地 6,350円 3級地 6,270円 4級地 4,860円 その他の地域 870円				
乳 児 院	(3歳未満児分) 63,860円 (3歳以上児分) 55,270円 乳児院病虚弱等 児童加算費 111,650円													1級地 9,310円 2級地 8,600円 3級地 8,490円 4級地 6,630円 その他の地域 870円				
母子生活支援施設	入所者 (1人当たり) 4,130円 保育室保育 入所児童 3歳未満児 10,350円 3歳以上児 6,570円													1級地 2,630円 2級地 2,410円 3級地 2,380円 4級地 1,810円 その他の地域 130円				

経費の 種別	一般生活費	一般生活費以外の事業費																	
		被虐待 受入加算費	幼稚園費	教育費	学校給食費	見学旅行費	入 学 支 度 金	進 学 支 度 金	特別育成費	夏季等特別 行事費補助費	期末一時 補助費	職業指導費	就職支援費・ 大学進学等自 立生活支援費	祭 費	冷暖房費	予防接種費	防災対策費	視力矯正費	
日	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	
児童自立生活援助 事業所	(児童自立生活 援助事業所B型 のうち、里親の 居宅又は里親が 児童自立生活援 助を行う対象者 の居宅において 事業を行う場合) 26,100円 *児童自立生 活援助事業所 B型のうち、 里親の居宅又 は里親が児童 自立生活援助 を行う対象者 の居宅を除く 55,530円 (上記以外の場合) 55,270円				その学校にお いて徴収され る実費	高等学校 第3学年 (特別支援学 校高等部を含 む。) 111,290円	高等学校 在学児童 (公立) 28,330円 (私立) 39,540円 (入学時) 86,300円	高等学校 第1学年 入学児童 64,300円				通所のための 交通費実費 料書代等 5,030円	通所のための たし、火葬 料、自動車料 料等 82,760円 については、住 居費及び生活 雑費の経費を 加算 413,340円	児童自立生活 援助事業所A 1級地 6,080円 2級地 5,690円 3級地 5,620円 4級地 4,340円 その他の地域 870円	児童自立生活 援助事業所B 1級地 3,040円 2級地 2,780円 3級地 2,740円 4級地 2,040円 その他の地域 130円	児童自立生活 援助事業所 (児童自立生 活援助事業所 B型のうち、 里親の居宅又 は里親が児童 自立生活援助 を行う対象者 の居宅におい て事業を行う ものに限る。)	児童自立生活 援助事業所 (児童自立生 活援助事業所 B型のうち、 里親の居宅又 は里親が児童 自立生活援助 を行う対象者 の居宅におい て事業を行う ものに限る。)	総合的な防災 対策の充実 のための取組 等にかかる実 費の負担する 場合 合算額(た だ、45万円以 内) *児童自立生 活援助事業所 B型を除く	視力矯正のた めにかかる実 費 にかかると する実費
一時保護施設	①一時保護され た日から5日目 まで (一般分) 4,590円 (乳児分) 6,230円 ②6日目から 30日目まで (一般分) 1,270円 (乳児分) 1,290円 ③①及び②以外 (一般分) 1,820円 (乳児分) 2,100円 ④乳児院病室等 児童加算費 3,670円	850円	幼稚園等の就 園に必要な入 学金、保育 料、制服等の 実費 ただし、就園 奨励費補助額 を控除した額 9,380円	(一般分) 小学校 7,210円 中学校 9,380円 特別支援学校 の高等部 9,380円 (加算分) 1 教材代の 実費 2 通学のた めの交通 費の実費 3 部活動に必 要な道具代 送迎費等の 実費 4 学習塾に必 要な授業 料、講習会 費等の実費 5 児童自立 生活施設 の材料費 小学校給食 200円 中学校給食 290円 6 特別支援学 校の高等部 入学に要す る費用 86,300円 7 特別支援学 校の高等部 在学児童が 就職又は進 学に役立つ 資格取得又 は講習等を 受講するた めの経費 57,620円	小学校 第6学年 22,690円 中学校 第3学年 60,910円 高等学校 第3学年 (特別支援学 校高等部を含 む。) 111,290円	小学校 第1学年 入学児童 64,300円 中学校 第1学年 進学児童 81,000円		3,150円	5,950円				1級地 4,860円 2級地 4,580円 3級地 4,530円 4級地 3,620円 その他の地域 870円						

(注) この表に定めるもののほか、(1) 児童養護施設等の入所児童が疾病等により医療を受けたときは、「診療報酬の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額が医療費として支弁され、(2) 里親及び児童自立生活援助事業所B型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅において事業を行うものについては委託手数料として月額0,000円(専門里親は月額41,000円)が支弁され、(3) ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所若しくは里親(専門里親を含む。)に対して新規に委託したときには委託児童1人につき委託期間月144,630円を上限として、実費を合算した額が加算され、(4) 里親(専門里親を含む。)及びファミリーホームが一時的な休息のための援助を受けるときは別に定める基準により委託児童1人につき8,640円(2歳未満児)、5,600円(2歳以上児)が支弁され、(5) 児童自立生活援助施設児童が退いたときには連れ戻し費が支弁され、(6) 助産施設入所者については、「診療報酬の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額のほか、分娩介助料(分娩児1人につき237,720円)、産後施設料、新生児介助料及び検診料が支弁される、(7) 一時保護委託児童であって、別に定めるところにより実費が必要と認められた場合、一時保護委託費として月額6,500円が支弁され、(8) 里親委託児童(一時保護委託を含む。)及び児童自立生活援助事業所B型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅において事業を行うものであって別に定めるところにより定期的な通院が必要な場合、対象児童1人につき月額7,500円(専門里親は月額15,000円)が支弁され、(9) 一時保護委託児童が幼稚園等、義務教育学校又は高等学校に通学する場合、対象児童1人につき月額1,860円が支弁される。